

のべしんディスクロージャー誌

NOBEOKA SHINKIN BANK

2026



写真：甲斐 靖一 氏

Disclosure
2026^{☺☺}
Nobeoka Shinkin bank

目 次

ごあいさつ	1
経営理念・経営方針	2
組織図	3
信用金庫の制度	4
総代名表	7
事業の概況・展望	8
延岡信用金庫と地域社会	10
のべしんのあゆみ	13
リスク管理への取組 ―コンプライアンス態勢―	16
中小企業の経営改善及び地域経済活性化に向けた取組	20
あらかると	23
手数料一覧	26
資料編	27～60

ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご愛顧、お引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2025（令和 7）年度の日本経済は、賃上げの継続やインバウンド需要の拡大を背景に、全体として緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外経済では、中国経済の減速や米国の通商政策の影響、ウクライナ・中東情勢など地政学リスクの高まりが景気下押し要因となりました。輸出関連産業では先行き不透明感が強まり、特に中小企業では人手不足やコスト増加への対応が大きな経営課題となっています。地域経済においても、人口減少や労働力不足への対応が引き続き重要なテーマとなっています。

このような環境の中で、当金庫は「マネー・ローンドリング及びテロ資金供与・拡散金融対策の強化」、「デジタル化推進」、「ブランド力の向上」、「人的資本経営」、「生産性の向上」、「経営管理態勢の強化」、「リスク管理」に全力で取り組みました。今年度は“しんきん「未来を拓く変革への挑戦」3か年計画”の中心年度として、積極的な課題解決支援、資金面での支援に取り組んだ結果、預金、貸金共に年度末残高は過去最高残高となりました。

損益においても貸出金利息の増加、預け金利息の増加等による収益の増加、当期純利益も増加となり、増収増益の決算となり、一定の業績を確保することが出来ました。これも偏に会員をはじめ、地域の皆様の長年に亘るご支援の賜物と深く感謝いたします。

今後も経営理念である「相互扶助」「共存共栄」の精神の下、「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」に全役職員が全力で取り組みます。

今後とも変わらぬご愛顧、ご支援をお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご繁栄とご多幸を祈念いたします。



理事長 黒木 哲也

2026年 7月

理事長 黒木 哲也

のべしんは 地元のホームドクター を目指します！

経営理念

中小企業の健全な発展
豊かな国民生活の実現
地域社会繁栄への奉仕

基本方針

地域金融機関として、地域の繁栄に奉仕し、地域のすべての人々から信頼され、親しまれる信用金庫にする。

経営方針

地域密着の徹底による強固な経営基盤の確立
強靱な経営体質の構築による競争力の強化
自己資本の充実による経営の健全化
時代の変化に対応できる人材の育成

行動規範

礼節 信用金庫人としての規律、礼儀、マナー
革新 新たなものを創造し、チャレンジしていく
感謝 感謝の気持ちで真心のサービスを

金庫概要

概 要		
創 立		大正12年10月8日
本 店		延岡市南町1丁目4番地3
店 舗 数		8店舗
店舗外自動機コーナー		5ヶ所
出 資 金		2億8千5百万円
会 員 数		8,591名
役 職 員 数		74名
自動機設置台数		14台(うち店外ATM5台)

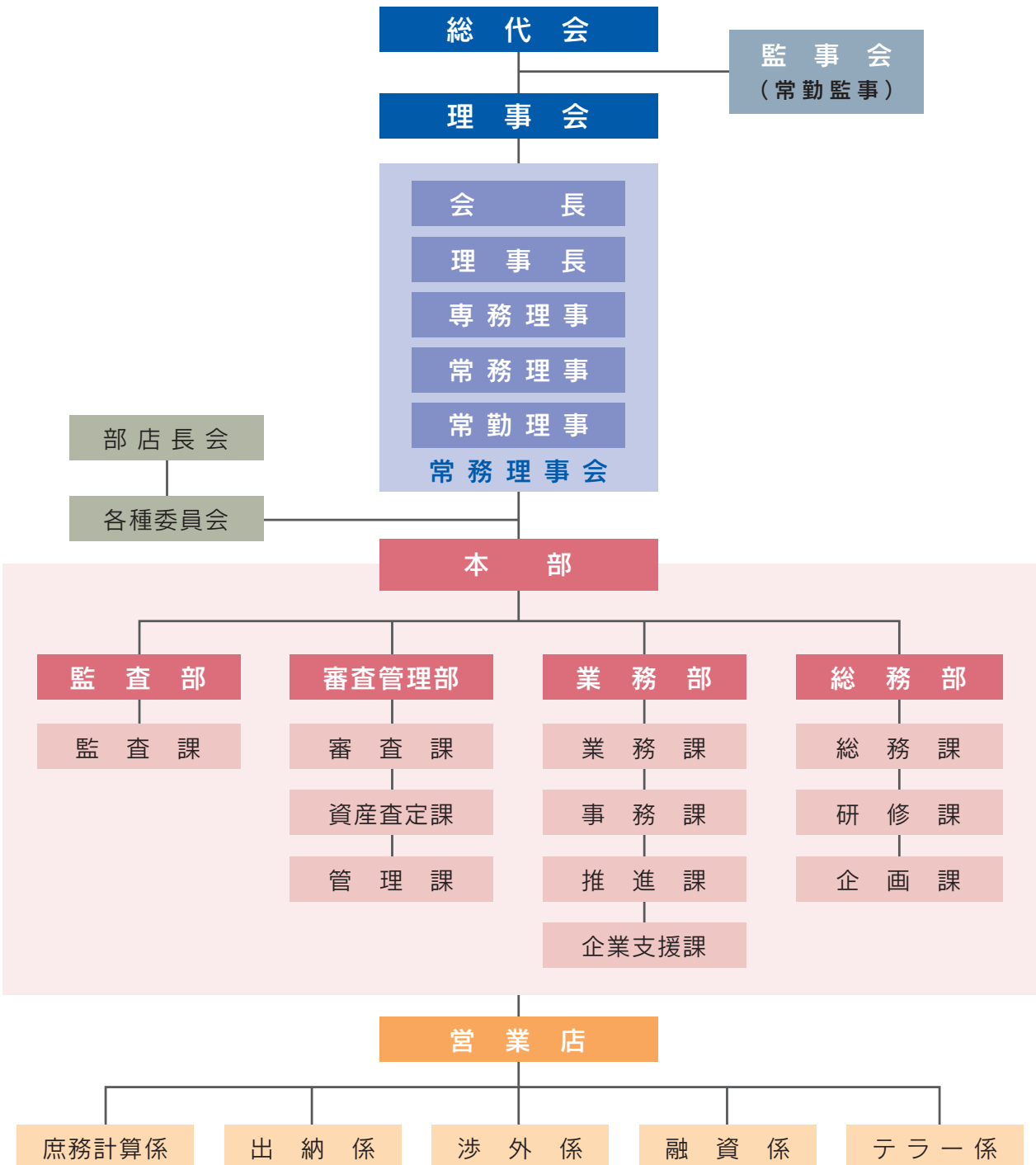
(2026年3月末現在)

役 員 一 覧			
会 長	松 山	昭	
理 事 長	黒 木	哲 也	
専 務 理 事	津 田	俊 二	
常 務 理 事	満 園	敦	
常 勤 理 事	矢 野	東 五	
理 事	吉 玉	典 生	
理 事	岸 田	貴 子	
常勤監事(員外)	市 原	俊 一	
監 事	新 谷	博	
監 事(員外)	田 村	雅 弘	

(2026年7月1日現在)

組 織 図

(2026年7月1日現在)



職 員 数	
-------	--

	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
職 員 数	73	67	71	70	69
う ち 男 子	43人	41人	41人	38人	37人
う ち 女 子	30人	26人	30人	32人	32人
平 均 年 齢	33.0才	33.6才	33.7才	34.5才	34.9才
平均勤続年数	12.2年	12.6年	12.6年	12.8年	13.1年

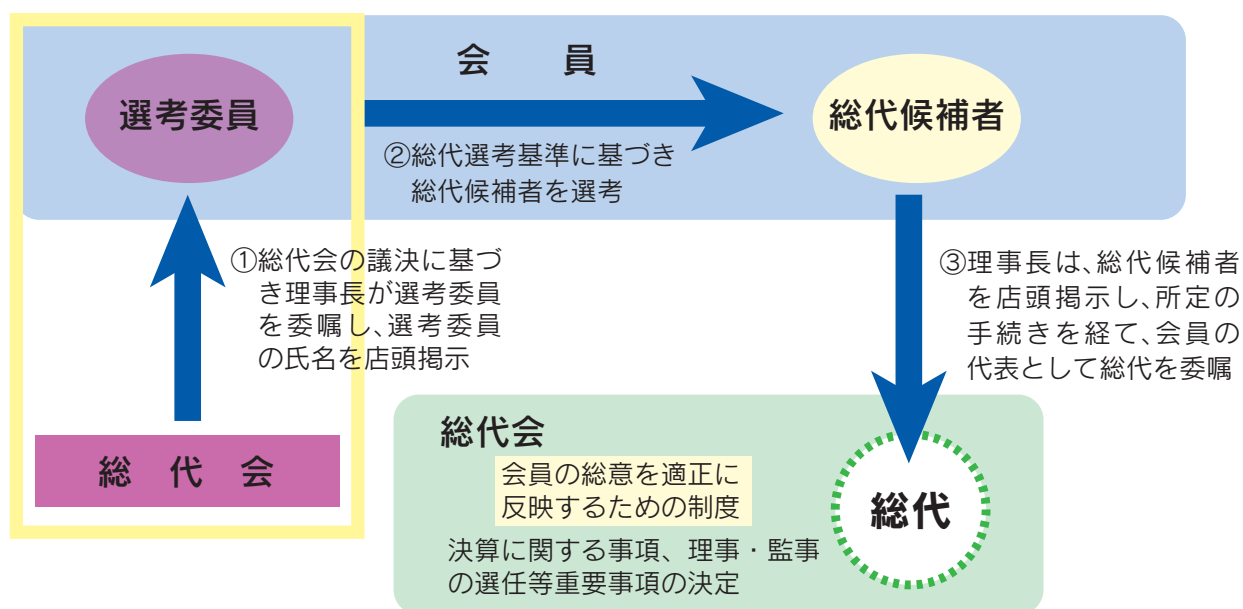
1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

〈総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。〉



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です
- ・ 総代の定数は、50人以上80人以内で、会員数に応じて各選任地区ごとに定められております。

なお、2026年6月30日現在の総代数は64人で、又、同年3月末の会員数は8,591人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を総代会の議決に基づき選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代選考基準

① 資格要件

- ・ 当金庫の会員であること等

② 適格要件

- ・ 総代として相応しい見識を有していること
- ・ 候補者の年齢は、改選期となる年の1月1日時点において満80歳未満とする。

〈総代が選任されるまでの手続について〉

地区を3区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。

①総代候補者 選考委員の 選任

総代会の議決により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱

選考委員の氏名を店頭に掲示

②総代候補者 の選考

選考委員が総代候補者を選考

理事長に報告

総代候補者の氏名を、1週間店頭掲示

上記掲示について宮崎日日新聞に公告

異議申出期間(公告後2週間以内)

③総代の選任

・ 会員から異議がない場合
または
・ 選任区域の会員数の1/3未満
の会員から異議の申出があった
総代候補者

・ 選任区域の会員数の1/3以上の
会員から異議の申出があった
総代候補者

当該総代候補者が選任区域の
総代定数の1/2以上

当該総代候補者が選任区域の
総代定数の1/2未満

A・Bいずれか選択

A. 他の候補者を選考

(上記②以下の手続を経て)

理事長は総代に委嘱

総代の氏名を店頭に1週間掲示

B. 欠員(選考を行わない)

お知らせ

「総代候補者選考委員の選任」につきましては、第102期通常総代会(2024年6月27日開催)において、総代会の機能向上に関する業界申し合わせに沿って、選考委員の選任を決議によって決定頂きました。

第104期通常総代会の決議事項

2026年6月26日(金)、午後5時よりエンシティホテル延岡(延岡市紺屋町)にて開催された第104期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

1. 議案

報告事項 第104期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)業務報告、貸借対照表、損益計算書の内容報告並びに会計監査人及び監事の計算書類監査結果報告の件

第1号議案 第104期剰余金処分案承認の件

第2号議案 理事および監事の報酬額等の総額の件

第3号議案 出資会員除名の件

第4号議案 その他



2. 永年勤続者表彰

毎年総代や職員の功績を称えるため、総代及び職員の永年勤続者表彰等を行っております。今年度は総代表彰の該当者は無く、職員で勤続30年の職員2名、勤続20年の職員1名の職員3名の表彰、優績店舗1店舗、優績者2名の表彰を行いました。



● 総代名表

自:2025年4月16日
至:2028年4月15日

		定数	総 代 氏 名		
川 南	旭ヶ丘、北一ヶ岡、南一ヶ岡、石田町、土々呂町、櫛津町、門川町以南、緑ヶ丘、構口町、塩浜町、平原町、伊達町、沖田町、若葉町、鶴ヶ丘、安賀多町、春日町、旭町、三ツ瀬町、永池町、愛宕町、大瀬町、新小路、西小路、恒富町、古城町、三須町、小野町、中島町、出北、惣領町、長浜町、方財町、卸本町、浜砂、別府町	27名	大久保 次 郎 8	山 崎 郁 夫 8	菅 原 壮一郎 8
			山 本 修 二 8	永 尾 正 徳 8	岩 切 光 市 8
			甲 斐 伸 幸 7	山 田 英 昭 7	吉 本 勝 一 6
			日 高 光 明 6	有 留 秀 雄 6	有 村 誠 6
			末 永 慎 治 6	森 龍 彦 6	出 先 秀 樹 6
			高 森 謙 5	佐 藤 一 雄 5	竹 内 圭 介 5
			井 上 剛 4	大 野 隆 治 4	竹 井 孝 成 4
			山 本 富美雄 2	花 岡 伯 光 2	清 水 久 功 1
			谷 山 光 信 1	浮 島 一 浩 1	崎 野 雅 伸 1
川 中	中央通、新町、船倉町、須崎町、柳沢町、本町、南町、北町、中町、本小路、東本小路、桜小路、天神小路、大貫町、西階町、野地町、野田町、天下町、吉野町、松山町、小峰町、野田、岡富町、貝の畑町、高野町、細見町、岡元町、北方町以西	12名	甲 斐 靖 一 8	甲 斐 照 二 7	成 水 哲 也 7
			久 米 隆 志 7	首 藤 豊 司 6	西 本 幸 則 6
			玉 置 光 明 4	甲 斐 重 孝 3	甲 斐 雅 則 2
			川 口 哲 司 2	島 田 将 行 2	柳 田 慎 司 1
川 北	祇園町、紺屋町、博労町、恵比須町、瀬之口町、北小路、高千穂通、古川町、昭和町、日の出町、川原崎町、桜園町、中の瀬町、山下町、栄町、幸町、萩町、中川原町、富美山町、山月町、宇和田町、檜山町、稲葉崎町、桜ヶ丘、夏田町、尾崎町、柚木町、大武町、柚ノ木田町、栗野名町、大門町、牧町、大峽町、差木野町、北川町、無鹿町、二ツ島町、川島町、水尻町、鹿小路町、東海町、浦城町、北浦町	25名	山 口 盛 徳 8	佐 藤 太 通 8	沢 部 誠 一 8
			後 藤 喜久雄 8	甲 斐 正 幸 6	岡 田 明 利 6
			西 沢 清 子 4	佐 藤 英 明 4	清 永 秀 人 4
			吉 田 裕 之 4	兼 松 孝 幸 4	梶 井 崇 之 3
			高 山 真 司 3	田 中 明 2	井 下 裕 恵 2
			米 川 克 哉 2	甲 斐 稔 邦 2	山 光 孝 憲 2
			川 端 啓 義 1	柳 田 淳 1	牛 島 宏 1
			木佐貫 浩 司 1	長 友 賢 二 1	岸 上 光 輝 1
			甲 斐 裕 子 1		
		64名	(2026年6月30日現在の総代数は64名です。)		

※名前の横の数字は総代の就任回数であります。なお、回数の計算起点は総代選考基準を改定しました平成16年4月からの就任回数であります。

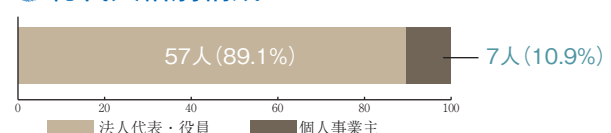
● 総代業種別構成

業 種	総代数(人)	構成比(%)
製造業	4	6.3%
農業、林業	0	0.0%
建築業	15	23.4%
卸売業	6	9.4%
小売業	19	29.7%
不動産業	6	9.4%
生活関連サービス業	1	1.6%
飲食業	4	6.3%
医療、福祉	1	1.6%
その他サービス業	7	10.9%
保険業	1	1.6%
合 計	64	100.0%

● 総代年齢別構成

年 齢	総代数(人)	構成比(%)
49歳未満	2	3.1%
50歳～59歳	15	23.4%
60歳～69歳	16	25.0%
70歳以上	31	48.4%
合 計	64	100.0%

● 総代人格別構成



事業概況

1. 業績

2025(令和7)年度の日本経済は、賃上げの継続やインバウンド需要の拡大を背景に、全体として緩やかな回復基調で推移しました。企業収益は非製造業を中心に改善し、設備投資やデジタル化、省力投資も底堅く推移しました。一方で、エネルギー価格や原材料価格の高止まり、円安の影響による物価上昇が続き、食料品や日用品を中心に家計負担が増加したため、個人消費の回復は力強さを欠く状況でした。金融面では、日本銀行による政策金利が引き上げられ、長らく続いた超低金利環境からの転換が進んだことで、市場金利や住宅ローン金利にも上昇圧力が見られました。

このような環境の中で、当金庫は「マネー・ローndリング及びテロ資金供与・拡散金融対策の強化」、「デジタル化推進」、「ブランド力の向上」、「人的資本経営」、「生産性の向上」、「経営管理態勢の強化」、「リスク管理」に全力で取り組みました。今年度は「しんきん「未来を拓く変革への挑戦」3か年計画」の中心年度として、積極的な課題解決支援、資金面での支援に取り組んだ結果、預金積金では公金の増加等により末残75,755百万円、前期比1,555百万円、2.09%増加、期中平残75,302百万円、前期比▲459百万円、0.60%減少となりました。期末残高では要求性預金が前期比655百万円、1.93%減少、定期性預金が前期比2,211百万円、5.48%増加しました。

預金残高については延岡市内の平均伸長率が前期比0.38%増加に対して、県内信金0.90%減少、管内信金0.35%減少、当庫の伸長率は2.10%の増加であり、市内、県内信金、管内信金平均を上回る結果となりました。

貸出面では、末残41,555百万円、前期比1,797百万円、4.52%増加、期中平残40,323百万円、前期比1,037百万円、2.64%増加となりました。期末残高の内訳では割引手形37百万円、18.31%減少、手形貸付138百万円、3.52%減少、証書貸付2,038百万円、5.91%増加、当座貸越64百万円、5.69%減少となりました。貸出金の平均伸長率は延岡市内0.57%、県内信用金庫0.61%、管内信用金庫1.39%、当庫の伸長率は4.52%であり、市内、県内、管内信用金庫の平均伸長率を大きく上回りました。

損益面では業務収益は前期比146百万円、13.01%増収、内訳として貸出金利息は貸出金残高が増加したこと、貸出金利回りの上昇により52百万円、6.05%増収、預け金利息も預け金利回りの上昇により59百万円、64.21%増収、有価証券利息は38百万円、117.31%増収、その他受入利息は1百万円、17.18%増収となりました。役務取引等収益は受入為替手数料の減収等により4百万円、3.87%減収、その他業務収益は313千円、1.86%減収となりました。業務費用では100百万円、10.57%増加、預金利息が金利上昇により82百万円、224.34%増加、その他業務費用では18百万円減少の109千円となりました。経費では、人件費が退職給付費用の減少等により31百万円、6.15%減少、物件費は本店建物の改修、物価高騰等もあり20百万円、7.41%増加、税金は消費税の増加により3百万円、9.73%増加となりました。また、一般貸倒引当金繰入額が26百万円と前期比46百万円増加しました。業務純益は対前期比46百万円、26.06%増加し222百万円となりました。臨時収益は株式売却益等により42百万円となり、臨時費用では個別貸倒引当金を今期も保守的に積み増し119百万円、偶発損失引当金10百万円により85百万円、153.65%増加の140百万円となりました。経常利益は前期比3百万円、2.56%増益の124百万円となり、当期純利益金は6百万円、7.91%増益の89百万円の増収増益決算となりました。

2. 事業の展望

2026(令和8)年度は、これまで築いてきた土台と中心年度で生み出した成果を確かなものとし、成果の定着とさらなる進化につなげる一年としなければなりません。人口減少社会の進行、地域経済の構造変化、金融環境の変化は今後も続きます。この中において延岡信用金庫が存在し続けるためには、これまで以上に地域やお客様に寄り添い、「本当に役立つ存在」であり続けることが求められます。そのためには、基本は変わらず、『①役職員が「同じ想い」を持ち、②「同じ目線」で現場に向き合い、③一人ひとりが主体的に考え行動する』。これまでの取組を一過性のものに終わらせるのではなく、組織として定着させ、次の成長につなげていくことこそが、最終年度の使命であります。厳しい環境のなかで延岡信用金庫が地域での存在感を高め、地域の発展に寄与し、金庫の成長と安定収益を確保することで、役職員が安心して働ける組織を目指します。

3. 当金庫が対処すべき課題

以上のような基本認識のもと新3か年計画の最終年度として次の重点課題を積極的に推進していきます。

1. マネー・ローndリング・テロ資金供与・拡散金融対策
2. サイバーセキュリティ対策
3. 経営管理(収益力の向上、リスク管理・金利上昇への対応、資金運用他)
4. 組織の革新・人財戦略・DXを活用した支援力向上
5. GXを含む社会課題対応の事業化

金庫の主要な事業内容

○当金庫は次の業務及びこれに付随する業務を行っております。

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け、（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理

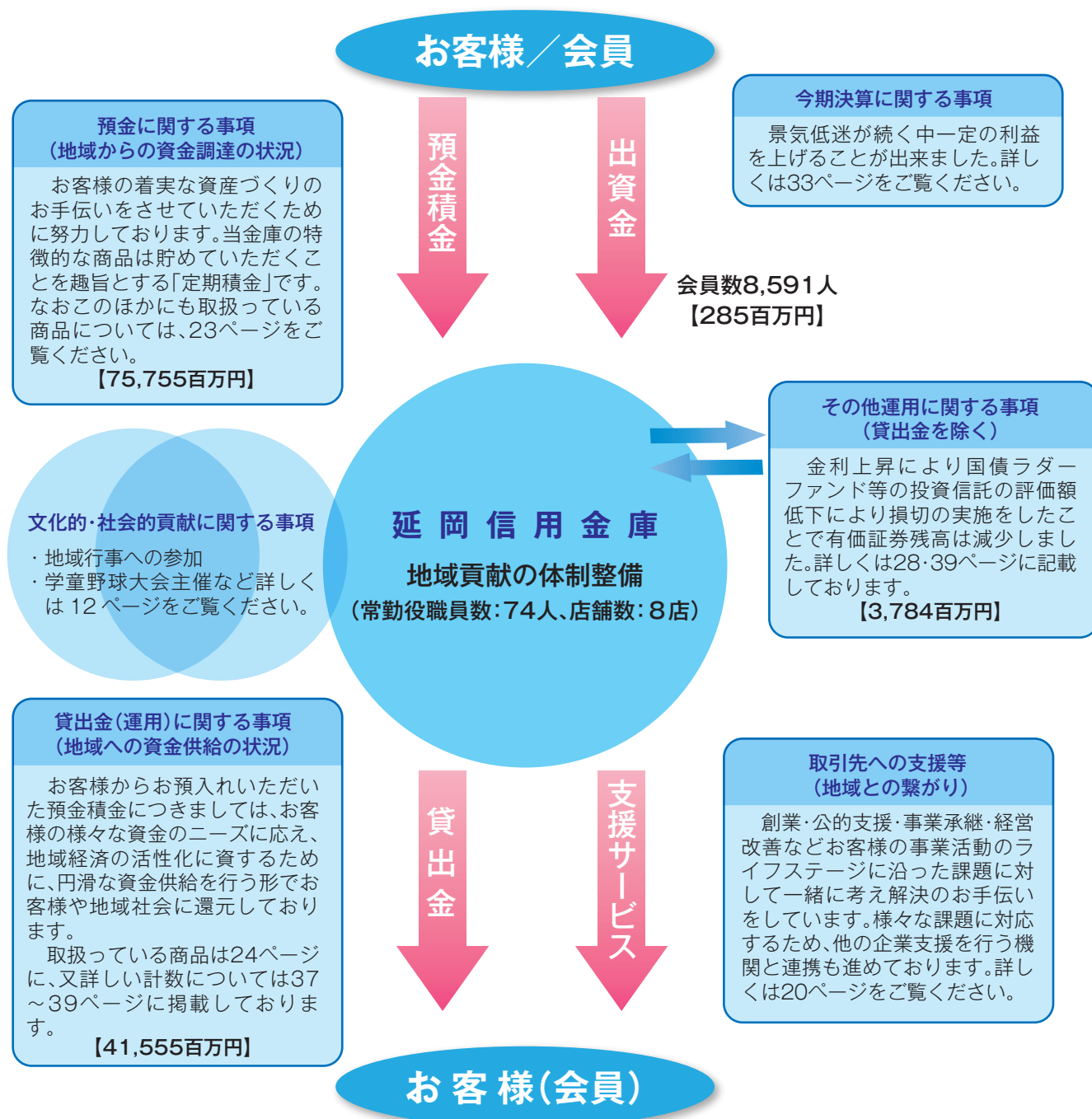
株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構	独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人中小企業基盤整備機構	一般社団法人しんきん保証基金
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
金庫（信用金庫及び信金中央金庫）
 - (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (15) 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことができる業務
 - (1) 当せん金付証票法により行う宝くじ業務
 - (2) スポーツ振興法により行うスポーツ振興くじ業務
 - (3) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (5) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (6) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済募集

～ のべしんは地元のホームドクターを目指します ～

○金融機能による地域経済活性化への取り組み

当金庫は、延岡市を中心に宮崎県の県北地域を主な事業地区として、地元の中小企業者やお住まいの方々が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の協同組織金融機関です。

金融業務を通じ地域社会の繁栄に貢献することを基本として、地元のお客様の資産形成やライフプランに合わせた様々な種類の金融商品を取り揃え、地元のお客様から大切な資金(預金積金)をお預かりしています。そして、この資金を、地元の中小企業や個人のお客様にご融資することで、地域社会繁栄のお手伝いをしています。



※計数は2026年3月末現在

トピックス

● 延岡市森林由来Jクレジットを購入しました

当金庫は、地域の脱炭素化と森林保全への貢献を目的として、延岡市が創出する森林由来Jクレジットを購入しました。延岡市ではカーボンニュートラルの実現に向け、市有林によって生まれるCO₂吸収量を「Jクレジット」として認証し、森林を活用した脱炭素の取組を推進しています。当金庫は、本クレジットの購入を通じて、地球温暖化への貢献とあわせ、地域の持続可能な森林づくりを支える取組に参画しました。今後も延岡信用金庫は、地域と共に環境課題に向き合い、金融の立場から持続可能な地域づくりに貢献してまいります。



● 小学生向けPepperプログラミング教室を開催しました

延岡市立岡富小学校にて、Pepperプログラミング夏休み特別授業を開催いたしました。

延岡信用金庫では、2024年度より岡富小学校に人型ロボット「pepper」を提供しており、「ペッパー pepper」さんを活用してデジタル時代に必要な能力を身に付けてもらおうと開催しました。

岡富小学校の児童1年生から6年生まで、のべ25名の子供たちが参加し、大盛況となりました。子供たちは、自分の考えたプログラムでpepperが思い通りの動きをしてくれるのが楽しかったようです。

今回の体験を通して、子供たちの創造力の向上につながってくれることを期待します。



● Out of KidZania in のべおか 出展事業者として参加

2026年2月14日(土)および15日(日)、延岡市の野口遵記念館で開催された、小中学生向け仕事体験イベント「Out of KidZania(アウト オブ キッザニア) in のべおか」に出展事業者として参加しました。このイベントは、延岡の子供たちにも地元にある仕事やその面白さを体験してもらいたい、という思いから2021年度よりキッザニアジャパンと延岡市、そして市内のさまざまな事業所が協力して実施しています。



地域貢献活動

当金庫は地域の文化や経済発展に少しでも貢献したいと考え、献血活動、地元商店街のお祭りなど、地域行事に積極的に参加、また毎月第2木曜日は「信用金庫の日」と定め支店単位で全役職員による奉仕活動を行っております。

のべおか知財ワークショップ

当金庫は、知的財産を事業戦略に取り込むための知識・ノウハウを体系的に学ぶ「のべおか知財ワークショップ2025」を開講しました。本取組みは、延岡市工業振興課および宮崎県工業会県北分室と連携し、「宮崎大学産学官連携コーディネーター」「宮崎県産業振興機構」「INPIT宮崎県知財総合支援窓口」の協力を得て実施しました。

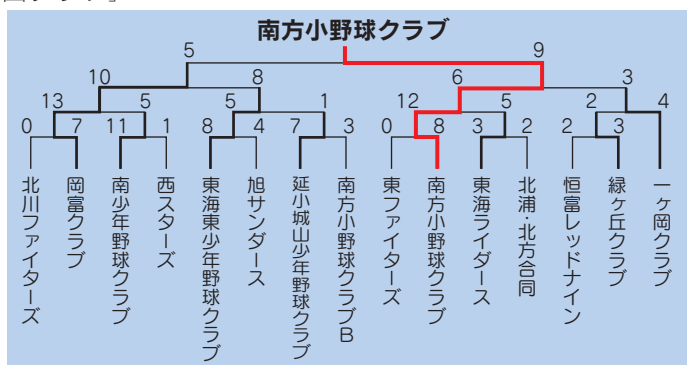


第26回延岡信用金庫旗争奪学童野球大会

地域の青少年の健全な育成と非行防止を図り、21世紀を生きる青少年に明るく希望を持たせる為に、地元野球界の協力を得て「延岡信用金庫旗争奪学童野球大会」を毎年開催しています。大会も会を重ね第26回大会を開催する事ができました。野球少年、少女にとりましては一つの目標大会であると楽しみにして頂いており、熱戦が繰り広げられました。

第26回大会

●優勝 「南方小野球クラブ」 ●準優勝 「岡富クラブ」



各種イベント参加など

- 大師まつり
- アースデーへの参加
- 毎年、「信用金庫の日（6月15日）」に
合わせて6月に「献血」活動を実施しています。



のべしんのあゆみ

大正12年10月	有限責任延岡信用組合創業 ◆常勤役職員3人◆組合員597人	10月	創立90周年記念事業により延岡市内、小・中学校 22校へ教育用50型デジタルテレビ、延岡市立図 書館へ「児童図書620冊」を贈呈
昭和18年 4月	市街地信用組合となる		
昭和25年 4月	信用組合に改組	11月	宮崎県と「環境貢献型みやざきスギの家」認定制 度に関する協定を締結
昭和26年 5月	南延岡支店開設	11月	日本政策金融公庫延岡支店と「創業支援などで連 携の覚書」を締結
11月	延岡信用金庫となる。		
昭和29年 5月	国内為替業務取扱	平成26年 2月	延岡商工会議所と「地域産業振興連携協力に関す る協定」を締結
昭和35年 5月	駅前支店開設	5月	延岡商工会議所との連携による「スタートアップ 支援センター」開設
昭和37年11月	営業地区拡張（延岡市一円、門川町、日向市）	7月	イオン多々良店 ATM設置
昭和38年 9月	安賀多支店開設	7月	宮崎県中小企業家同友会と「業務協力に関する覚書」を締結
昭和41年 4月	姫野豊治理事長就任	7月	第15回「延岡信用金庫旗争奪学童野球大会」開催
昭和50年 3月	一ヶ岡出張所開設	平成27年 4月	延岡市と「包括連携協定」を締結
昭和52年 1月	九州信金共同事務センター加盟	6月	金丸恵一会長（非常勤）就任、松山昭第9代目理 事長就任
昭和53年 7月	一ヶ岡支店に昇格	平成28年 2月	宮崎県と県内5金庫並びに信金中央金庫と包括連 携協定を締結
昭和56年 5月	佐藤章理事長就任	平成29年 6月	宮崎県警と宮崎県信用金庫協会の協定により「こ ども110番」見守りを開始
昭和59年 5月	証券業務認可（国債等の募集開始）	平成30年 3月	個人向け信託商品の取扱開始（信金中央金庫の信 託契約代理店）
昭和61年 3月	本店新築落成	令和元年 7月	第20回記念「延岡信用金庫旗争奪学童野球大会」開催
昭和63年 5月	第三次オンラインスタート	令和2年 5月	新型コロナウイルス感染症に伴う休日相談会
平成2年 2月	土曜休業日CD稼働スタート（駅前・一ヶ岡）	令和3年 2月	スーパーマーケット・トレードショー（千葉県幕 張市）に取引先3事業者出店
平成3年 7月	両替商業業務の取扱開始	6月	延岡市へPepper寄贈（SDGsの一環）
7月	山本寿理事長就任	6月	松山昭会長（非常勤）就任、黒木哲也第10代目理 事長就任
平成7年11月	西階支店開設	10月	のべしん飲食店応援チラシ作成
平成8年 4月	旭ジャスコ延岡店店外ATM設置	11月	「アウト オブ キッサニア イン のべおか」へ出店
9月	マックスバリュ岡山富店店外ATM設置	令和4年 2月	「SCBふるさと応援団」を活用し延岡市へ10百万円寄贈
10月	北支店開設	2月	駅前支店移転オープン
平成11年 3月	郵貯とATM接続提携	2月	SDG s 宣言
6月	金丸恵一理事長就任	4月	松山会長が令和4年春の叙勲「旭日双光章」を受章
平成12年 3月	デビットカードスタート	7月	デジタル人材育成支援の取組開始
8月	第1回「延岡信用金庫旗争奪学童野球大会」開催	9月	のべおかCoin 窓口でのチャージ開始
8月	営業時間延長（9時から16時）	11月	延岡まちゼミ参加
10月	グループウェア（金庫LAN）及び自己査定・企業 信用格付システム導入	11月	電子交換所取扱開始
平成13年 1月	ローソンとの提携デビットカード取扱い開始	令和5年 1月	100周年記念「読売巨人軍戸郷翔征選手野球教室」
3月	スポーツ振興くじ当せん金換金業務スタート（本 店・安賀多支店）	1月	フードドライブの受付開始
4月	保険窓口販売業務開始	2月	e-dashとの業務提携
7月	ATM振込業務取扱開始	3月	「しまんだの鯛茶漬け」商品開発・販売開始記者発表
平成14年 3月	出北支店開設	6月	創立100周年記念 須田慎一郎氏講演会
平成15年 3月	個人向け国債取扱開始	10月	創立100周年ゴルフコンペ
10月	創業80周年を迎える ホームページ公開	10月	創立100周年祝賀会
12月	インターネット（モバイル）バンキング開始	12月	のべおかCOINドリーム定期預金キャンペーン
平成17年 2月	ビッグマートユーホー ATM設置	令和6年 1月	読売巨人軍戸郷翔征選手講演会
8月	サンフレッシュむしかATM設置	7月	有料職業紹介事業許可
平成19年 4月	金丸理事長が、平成19年春の叙勲 「旭日双光章」を受章	8月	営業区域を宮崎県一円とする
5月	南延岡支店 店内改装オープン	9月	iDeCoの取扱認可
平成20年12月	「反社会的勢力に対する基本方針」の制定	11月	上野しんさん館取組
平成21年 6月	「利益相反管理方針」の制定	令和7年 2月	アウト オブ キッサニア イン のべおか2024開催
7月	第10回「延岡信用金庫旗争奪学童野球大会」開催	4月	日本政策金融公庫との「危機事象発生時における 業務連携に関する覚書」締結
11月	駅前支店「お客さま駐車場」の用地確保、整備	10月	3店舗にて昼休業導入
平成22年 1月	「地域金融円滑化のための基本方針」の制定	10月	「のべおか知財ワークショップ」開講
7月	オンラインホストマシーン 西日本事務センター への移行完了	11月	第1回延岡信用金庫杯ママさんバレーボール大会開催
平成23年 3月	ICキャッシュカード 発行開始	12月	延岡市森林由来「クレジット購入
4月	各規程に反社会的勢力の排除条項を導入	令和8年 2月	アウト オブ キッサニア イン のべおか2025開催
6月	延岡市住宅リフォーム商品券の換金業務を開始		
平成24年 2月	九州管内の信用金庫ATMでの通帳記帳開始		
9月	法人インターネットバンキング新システム移行		
平成25年 1月	個人インターネットバンキング新システム移行		
2月	「しんきん電子記録債権サービス」取扱開始		

内部統制システム構築の基本方針

近年、金融機関を取り巻く経済・金融環境は、ますます複雑化・多様化の一途をたどっております。このような金融環境のもと、金融機関としての高い信頼性を維持するため、当金庫においてもリスク管理を最重要視し、現在直面しているさまざまなリスクに対応するリスク管理態勢を構築することにより、経営の健全性維持と安定収益確保に努めております。

一方で、近年、大企業による不祥事が多発し、企業経営におけるコンプライアンスおよび内部統制の重要性が強調され、不祥事を防止するための有効な対策が企業に求められております。こうしたことを背景に、当金庫においても、当金庫の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として「内部統制基本方針」を2007年12月20日に制定、2015年5月1日改定を行いました。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して見直し・改善を行い、その実効性確保に取り組んでおります。

内部統制基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保するため「内部統制基本方針」を定める。

当方針では、理事に委任することなく理事会が決定しなければならない重要な業務執行について、整備すべき体制及び事項ごとに明らかにするとともに、あわせてさらに強固な体制を築くため「コンプライアンス部門」「リスク管理部門」及び「内部監査部門」並びに「監事」が担う役割等についても定める。

Ⅰ. 理事会の決定する事項

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「信用金庫行動綱領」とこれに基づく「行動規範」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル(金融取引ルールブック)」およびコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。

(2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに各業務部門および営業店等毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。

また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。

2. 理事の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書取扱い及び情報セキュリティ等に関する規定に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適正な保存および管理を行う。

(2) 理事および監事はこれらの文書等を常時閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。

(2) 当庫全体のリスクを一元的に管理する部門(以下、「リスク統括部門」という。)及びリスクカテゴリー毎の主管部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。

(3) リスク統括部門は、当庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常務理事会(以下「常務会」という。)に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常務会及び理事会に速やかに報告する。

(4) 大規模自然災害をはじめ金庫の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態備え、「コンテンジェンシープラン」を定め、平時より危機管理態勢を整備する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規程(および付議基準)」および「常務理事会規定」に定める。

(2) 効率的な職務執行体制の確立を図るため、経営組織、職務分掌及び職務権限に関する諸規定を定める。

(3) 理事会は全役職員が共有する経営方針、長期経営計画及び年度毎の事業計画書を制定する。

(4) 会員及び預金者等のステークホルダーの理解を得ることにより、当庫の事業を効率的に運用するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行い経営の透明性を高める。

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。

(2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常務会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6. 前号の職員の理事からの独立性及び職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。

(2) 監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項については、監事との意見交換を実施のうえ決定するものとする。

(3) 当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分については、予め監事に同意を求めることとする。

7. 次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制

イ 理事及び職員が当該金庫の監事に報告をするための体制

(1) 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。

- ①理事会及び常務会で決議された事項
- ②当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③経営状況に関する重要な事項
- ④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ⑤重大な法令・定款違反
- ⑥公益通報の状況及び内容
- ⑦その他コンプライアンス上重要な事項

(2) 職員は、③から⑦に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。

(3) 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

(4) 監事は、役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行うことを義務付ける。

(5) 監事は、その職務において必要な範囲において、当金庫の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止する。同内容を役職員に周知する。

(2) 上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。

(3) 監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示しない。

(4) 上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報保護に関する規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 不祥事発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(3) 経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとする。

(4) 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監事は、監事会規定および監事監査基準に基づく、理事会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との連係を通じ、監査を実効的に行う。

(2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

II. コンプライアンス部門の役割

(1) コンプライアンス部門は、当金庫におけるコンプライアンスの状況を定期的にまたは必要に応じてコンプライアンス委員会に報告するとともに、必要に応じ理事会に付議または報告する。

(2) コンプライアンス部門は、理事会及び常務会並びにコンプライアンス委員会の指揮命令により、また自ら当金庫のリスク管理の維持、改善のための措置を講ずる。

III. リスク管理部門の役割

(1) リスク管理部門は、当金庫におけるリスクの状況を定期的にまたは必要に応じて常務会に報告するとともに、必要に応じ理事会に付議または報告する。

(2) リスク管理部門は、理事会及び常務会の指揮命令により、また自ら当金庫のリスク管理の維持、改善のための措置を講ずる。

IV. 内部監査部門の役割

(1) 内部監査部門は、法令順守態勢及びリスク管理体制の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

V. 監事の役割等

(1) 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。

(2) 監事は、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し意見を述べるができる。

(3) 監事は理事の職務の執行に係る情報を閲覧することができる。

(4) 監事は理事及び職員に対して、監査に必要な事項の報告を求めることができる。

(5) 監事は、当金庫のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

リスク管理体制

金融機関の業務には、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなどさまざまなリスクが存在しており、業務の多様化、グローバル化、IT技術の進展等を背景に、これらのリスクはますます多様化・複雑化しております。

このような環境の中、当金庫が地域の金融機関として信頼され地域社会に貢献していくためには、健全でかつ安定した経営を確保していくことが重要と考えております。

当金庫では、リスク管理態勢の確立を経営の最重要課題として位置付け、金融環境の変化に柔軟に対応できるよう統合的リスク管理態勢の構築・充実に取り組んでおります。

信用リスク

貸出を行なっている先の業況悪化や倒産等から貸出利息や元本の返済が契約通りに行われなくなるリスクのことです。当金庫では厳格な審査体制を取っています。また、内部研修の実施や外部研修に積極的に参加し、本部からの営業店指導など貸出審査能力の向上を図っています。

また、当金庫が定めた自己査定実施要領により、厳格な資産査定を行い、その結果に基づいて適正な償却・引当を実施しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされる（資金繰りリスク）、あるいは、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる（市場流動性リスク）こと等により金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、支払準備金を信金中央金庫へ預入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった信金業界としてのバックアップ体制など、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しています。

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。監査部を独立部門として営業店に対して抜き打ち的に臨店検査を実施するとともに、営業店には毎月、店内検査を義務付けるほか、監事より定例的に臨店指導も行い、事務改善委員会を定期的に開催し事務取扱いの徹底等行っています。また、日常の事務ミス防止のため各自が事務管理チェックを毎日行い事故の未然防止に万全の体制をとっています。

疑わしい取引等、犯罪に結びつくような取引により顧客及び金庫に及ぼすリスクに対して、本人確認の重要性の認識を今まで以上に職員に徹底させ事故防止に努めています。

システムリスク

システムリスクとはコンピュータシステムのダウンまたは誤作動等システムの不備によるもの、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関の収益や信用が失われるリスクのことです。

当金庫では、しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しています。事務センターの東・西2センター化が進み、当庫は西センターへの移行が完了しています。同センターは十分な防犯・防災施設を備えた建物にコンピュータを設置しております。また、通信の二重化等行い日常システムダウンがないよう努めております。さらに、激甚災害発生等にもオンラインシステムを止めることのないようバックアップセンター（神奈川）を設置し万全を期しています。また、当金庫内で情報処理しているパソコンネットワークについてはデータの不正な流出を防ぐため、厳正な取扱いを定め安全対策を講じております。

市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格および為替等の市場リスクファクターの変動により、資産・負債の価格が変動して損失を被るリスクのことです。

当金庫では、景気・金利見通しなどに基いた運用調達の方針を策定し、信金中央金庫の預け金を中心に有価証券等の運用を行っております。特に有価証券では金利リスクが重要な要素となっていることから期間やリスクウェイトも考慮しながら慎重な運用を行っていると同時に、信金中央金庫へ有価証券ポートフォリオ分析を依頼し、リスクの所在と今後の課題等をモニタリングするなど多面的な管理をしています。

オペレーショナル・リスク

(1) オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本の算定に含まれる分）及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（自己資本の算定に含まれない分）をいう。金庫におけるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立は、金庫の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であることを役職員が認識し、これらの態勢の整備・確立を経営陣が自ら率先して目指しています。

(2) BIの算出方法

金利要素（ILDC）、役務要素（SC）、及び金融商品要素（FC）の3つを合計してBI（事業規模指標）を算出しております。

(3) ILMの算出方法

自己資本比率告示第306条第1項第3号の規定に基づき、ILMの値に1を用いる方法を採用しています。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

その他のオペレーショナル・リスク

その他のオペレーショナル・リスクとは、金庫がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステムリスクを除いた法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等を含みます。

法務リスクについては、顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から損失・損害が生じないよう顧客保護管理態勢を法務リスクと位置付け、早期導入に努めております。

人的リスクについては、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為から生じる損失・損害が発生しないよう各部及び営業店において人的リスクの管理能力を向上させるため研修・教育を実施し適切な管理を行っています。有形資産リスクについては、総務部が管理、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害など直面するリスクに対して適切な管理を行っています。風評リスクについては、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害などに風評発生時において各部門及び営業店において適切に対応し、風評が伝達される媒体についてもチェックを行い管理しています。

コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは「法令等遵守」と訳され、その遵守すべき対象は、法律、政省令などの制定法令、それらに関連する規則、細則などに加えて、社内規程、業界における倫理規定、社会通念にまで及び、当金庫が日常業務を遂行していく上で関わってくる数多くの法令やルール及び社会的規範を遵守することをいいます。そこで、金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が問われている現在、当金庫が地域金融機関として地域社会から信頼を得て公共的使命を遂行していくために、我々はこのコンプライアンスを経営の重要課題と位置づけております。又、不祥事件の撲滅を図るためには不祥事件を起こさせないための風土づくりが重要であると認識し、さらに、リスク性商品の取扱いの増加もあって、顧客保護態勢の再構築が求められており、コンプライアンス態勢のなお一層の強化を図るため、コンプライアンス委員会が核となってコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンスの確立が金庫の企業価値を向上させ企業の発展へと繋がることを強く認識し、コンプライアンス態勢の整備強化に努めてまいります。

延岡信用金庫行動綱領本文

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

(従業員の人權の尊重等)

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

(環境問題への取組み)

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会貢献活動への取組み)

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

(反社会的勢力との関係遮断)

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

以上

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、断固排除するとともに、金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、地域の皆様から信頼される公正で健全な金庫を目指すため、当金庫のHPに「反社会的勢力対応に係る基本方針」を明確に示して具体的な拒絶宣言を行っています。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は60ページ参照)または総務部(電話:0982-22-1111)にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京、熊本県、鹿児島県以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、遵守事項を定め、お客さまからの信頼向上に努めます。

保険募集方針

当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正な保険募集を行うための方針として、「保険募集指針」を定めております。「詳しくは当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。」

延岡信用金庫
〒882-0822 宮崎県延岡市南町1丁目4番地3
理事長 黒木 哲也

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ 〈例〉顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者に割り振られる公的な番号 〈例〉運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

○当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

○お客様の個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

○当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

○お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報等を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

（業務内容）

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

（利用目的）

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 特定個人情報等の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ③ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑦ 預金口座付番に関する事務のため
- ⑧ 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑨ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
- ⑩ 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑪ 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

○お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

○お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

○お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

○お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

○以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等においてに定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2)取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6)アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ○キャッシュカード発行・発送に関わる事務 | ○定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務 |
| ○ダイレクトメールの発送に関わる事務 | ○情報システムの運用・保守に関わる業務 |

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③ 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫業務部までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

延岡信用金庫 業務部

住 所：〒882-0822 宮崎県延岡市南町 1 丁目4番地 3
電話番号：0982-22-1111 F A X：0982-22-0450

マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策基本方針

延岡信用金庫は、マネー・ローndリング及びテロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

2024(令6)年1月4日
延岡信用金庫

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

また、一般社団法人全国信用金庫協会や、信金中央金庫等の関連先との連携を図ります。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部である業務部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のディスクロージャー誌や、ホームページ、営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組めます。

以上

中小企業の経営改善及び地域経済活性化に向けた取組

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、お客さまに必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め地域の活性化に取り組んでまいりました。また、当金庫は、「非営利」の共同組織金融機関として「相互扶助」の理念の下、こうした取組を自らの社会的使命と考えており、内外の経済情勢等に左右されることなく以下の方針に基づき、これからも実践してまいります。

当金庫は、お客さまからの融資に関するご相談や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、コンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様が抱える問題・課題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んで参ります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下の通り、必要な体制整備を図っています。

- ・本取組方針及び経営改善支援取扱規定の制定
- ・コンサルティング機能の発揮を支えるノウハウ蓄積・人材の育成等を目的として、中小企業診断士を配置。
- ・お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるため、各種講座への派遣や通信講座の受講、担当者別研修会を実施。
- ・「中小企業等経営強化法」に基づく認定支援機関の認定を受け、各種の補助金事業申請の支援。
- ・外部機関との包括連携。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

①創業・新規事業開拓の支援

- ・延岡商工会議所と連携して、創業相談(202件)、創業塾(33名)、創業計画セミナー(9名)を実施しました。
- ・創業融資実績は14件、72百万円

②成長段階における支援

- ・補助金申請支援(18件)、補助金事業化報告申請支援(43件)

③経営改善支援

- ・経営改善支援先として7先を重点支援

営業店と本部が連携を図りながら貸付の条件変更等に積極的に対応し、モニタリング等を通じて経営改善の進捗状況を確認しながら継続的に事業再生支援を実施

④事業承継の支援

- ・延岡商工会議所と連携して、支援者向け研修(9名)、事業承継セミナー(11名)を実施しました。

⑤延岡市との連携事業

- ・延岡市提携教育ローンの取扱
- ・プレミアム商品券、住宅リフォーム商品券の換金業務の取組

⑥その他

- ・人材育成として、宮崎県主催DX塾(1名)、同リスクリシングアカデミー(12名)、事業構想大学院大学(1名)に派遣しました。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

○経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ①お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
 - ②上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ③経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
 - ④お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ⑤事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。"
- ⑥お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

○「経営者保証ガイドライン」への取組状況

項 目	2025年度
新規に無保証で融資した件数	693件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	48.13%
保証契約を解除した件数	25件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

経営改善支援等の取組実績

(2025年4月～2026年3月)

(単位：先数)

(単位：%)

		期初 債務者数	うち経営 改善支援 取組み先 数	αのうち 期末に債 務者区分 がランク アップし た先数	αのうち 期末に債 務者区分 が変化し なかった 先数	αのうち 再生計画 を策定し ている全 ての先数	経営改善 支援 取組み率	ランク アップ率	再生計画 策定率
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先	①	1,035	—	—	—	—	—	—	—
要 注 意 先	うち、その他要注意先	②	130	5	0	5	3.8%	0.0%	100.0%
	うち、要管理先	③	4	1	0	1	25.0%	0.0%	100.0%
破綻懸念先	④	3	1	0	1	1	33.3%	0.0%	100.0%
実質破綻先	⑤	16	—	—	—	—	—	—	—
破綻先	⑥	1	—	—	—	—	—	—	—
小 計 (②～⑥の計)		154	7	0	7	7	4.5%	0.0%	100.0%
合 計		1,189	7	0	7	7	0.6%	0.0%	100.0%

(注)・期初債務者数及び債務者区分は2024年4月当初時点で整理。

・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。

・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。

・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理。

・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。

・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。

・みなし正常先については正常先の債務者数に計上。

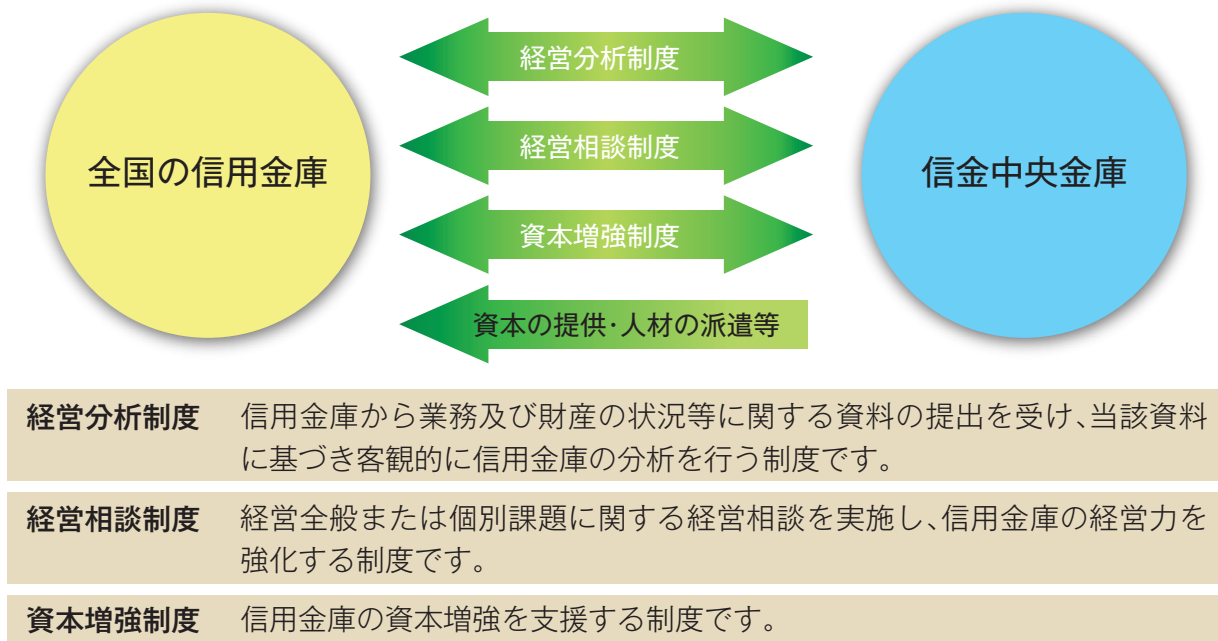
・「αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含む。

信用金庫経営力強化制度

『信用金庫経営力強化制度』というセーフティネットが、さらなる安心を支えます。

平成13年4月、信用金庫の健全性の確保および信用金庫業界全体の信用力の維持・向上を図るため、「信用金庫経営力強化制度」が創設されました。この制度は、経営分析・経営相談・資本増強の3つの制度から構成され、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫が運営することにより、信用金庫の経営力の強化および経営悪化の未然防止を図るものです。

◇信用金庫経営力強化制度概要



預金 保険制度 って？

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者の保護を図り、信用秩序を維持することを目的とした制度です。同制度に加入している金融機関は、日本国内に本店のある銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、労働金庫などです。

○金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等（「付保預金」といいます）の額は、平成17年4月以降、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金）に該当するものは全額であり（恒久措置）、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となります。

○保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

> あらかると

◎預 金

地元の信金だからお選びいただける、おすすめできる、ご相談いただける。

種 類	内 容
当 座 預 金	商取引にご利用いただくための預金です。
普 通 預 金	サイフ代わりに、家計簿代わりにお気軽にご利用いただけます。また、公共料金や各種クレジット代金の自動振替、そして自動預入・支払機 (ATM) 利用口座としても便利です。
無利息型普通預金 (決済用預金)	残高が1,000万円を越えていても、全額が預金保険制度で保護されます。 ①お利息は付きません。 ②要求払い預金(出し入れ自由)です。 ③決済サービス機能が付いています。
貯 蓄 預 金	普通預金感覚で出し入れ自由でオトクな利息、ちょっとユトリのお金を有効に活用できる口座です。
総 合 口 座	ためる、つかう、借りるを一冊にした万能通帳。いざというときには定期預金を担保に90%以内、最高200万円まで自動的にご利用できます。
ス ー パー 積 金	目標に合わせて毎月決まった金額を積み立て、まとまった資金をつくる預金です。
ス ー パー 定 期	1,000万円未満の預入金額、当金庫が独自に定める利率です。期間は1 カ月以上5年以内と短期・長期で有効に運用できます。
期日指定定期預金	個人の方のみご利用できる、高利回り商品です。1 年複利、期間3年以内で1 年経過後は1 カ月前のご通知でいつでもご自由にお引き出しできます。 また、一部支払いも1 万円以上から出来ます。
変動金利定期預金	金利動向をスピードキャッチ市場金利に合わせて、お預入れの6 カ月ごとに適用利率が変動する定期預金です。個人の方は半年複利がご利用になれます。
大 口 定 期 預 金	1,000万円以上のまとまった資金の運用として1 カ月より5年以内の期間が自由に選べる有利な利回り商品です。
通 知 預 金	お使い予定の資金を短期間にムダなく生かせる預金です。
納 税 準 備 預 金	税金の支払専用のご預金です。

◎商品利用にあたっての留意事項

- ◇ご預金により金利が異なります。金利は窓口に掲示してありますのでご確認ください。
- ◇新規に口座を開設する場合、また、200万円超の入出金及び10万円を超える現金振込を行なう場合など、犯罪収益移転防止法等により取引時確認(本人確認書類のご提示とご職業、取引の目的などの確認)をさせていただきます。尚、顔写真がない書類をご提示いただいた場合は他の本人確認書類等、追加のご対応が必要となります。
- ◇新規口座開設時などで居住地国や米国の納税義務者であるか等を確認するため、書面にて申告いただく場合や必要書類の提示をいただく場合があります。

◎融 資

- ・地域の中小企業を対象に、商業手形割引・手形貸付・証書貸付・当座貸越など事業資金の融資を行なっています。
- ・地元に住居あるいは勤務されている皆様のために、住宅ローンをはじめとする各種の個人ローンをご用意しております。ライフサイクルに合わせてご利用ください。
- ・地元の自治体を実施している、各種制度融資を取扱っています。小口の事業資金などに、低利の資金をご利用ください。
- ・信金中金・(株)日本政策金融公庫などの代理店に指定されており、これらの機関の資金がご利用いただけます。資金使途に応じ窓口にご相談ください。

□個人向けローン

	お使いみちなど	融 資 額	保 証
のべしん フラット35	金利が変わらない安心最長35年の長期 固定金利住宅ローンです。	8,000万円まで	適合証明書が必要です。
のべしん住宅ローン	住宅・土地購入・増改築、マンション の購入及び借換にご利用いただけます。	2億円まで	しんきん保証基金 全国保証(株)
無担保住宅ローン	不動産の購入資金、新築資金、建替え資金、 リフォーム（増改築・修繕）資金および それに伴う諸費用	2,000万円まで	しんきん保証基金
リフォームプラン・エコ	住宅用太陽光発電システム・家庭用蓄電 池等々の導入費用にご利用いただけます。	1,000万円まで	しんきん保証基金
カ ー ド ロ ー ン	急な出費にご利用ください。 お使いみち自由で、カードを使ってご 利用できます。	保証額は 500万円まで	信金ギャランティ(株)、オリ ックス(株)、(株)オリエントコ ーポレーション、楽天カー ド(株)、しんきん保証基金
フ リ ー ロ ー ン	お使いみち自由です。	1,000万円まで	しんきん保証基金 (株)オリエントコーポレーション (株)クレディセゾン
カーライフプラン	自家用車購入、車検費用等、車に関す る費用にご利用いただけます。	1,000万円まで	しんきん保証基金
教 育 プ ラ ン	ご入学金、授業料など学校に納める学 費などにご利用いただけます。	1,000万円まで	しんきん保証基金

上記以外にも(株)日本政策金融公庫の進学ローン等取扱っております。窓口でご相談ください。

□事業者向けローン

創業・新事業支援資金 スーパーレディース	商工会議所との連携商品です。これか ら創業する女性又は、開業後2年以内 の女性起業家向け無担保・無保証商品 です。	500万円まで	宮崎県信用保証協会
創業・新事業支援資金 始めるくん	当金庫の営業区域内で新たな事業を6 ヶ月以内に営もうとする方又は、開始 してから2年以内の個人事業主・法人	1,000万円まで	宮崎県信用保証協会

◎商品のご利用にあたっての留意事項

上記のようにお客様のニーズにあった商品を取り揃えています。金融機関の商品には変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下する商品や、保証会社を保証とすること融資には融資金利のほかに保証料が必要など、お申し込みの際にはサービスの内容を担当者にお尋ねいただき、お客様にあった商品をお選びください。

各種サービス

種 類	内 容
キャッシュサービス	現金預入支払機（ATM）でお気軽にご利用できます。
のべしんキャッシュサービス	・お支払い：キャッシュカード・ローンカードでご利用できます。 ・お預入れ：通帳及びカードでご利用できます。 ・残高照会：カードでできます。 ・通帳記入：通帳の未記入分を記入します。
全国しんきんネット	全国の信用金庫のATM・CDでお支払い、ご入金、残高照会ができます。
全国キャッシュサービス	全国の銀行、信用組合、JA、労働金庫のATM・CDでお支払い、残高照会ができます。
郵便貯金キャッシュサービス	全国の郵便局のATM・CDでお支払い、ご入金、残高照会ができます。
クレジットカードでのキャッシングサービス	VISA・JCB・UC・DC・MUFG・セディナ・イオンクレジット・クレディセゾン・ライフ・アプラス・ジャックス・オリコ・全日信販などのべしんのATMからキャッシングができます。
デビットカードサービス	お買い物の際、現金ではなくキャッシュカードで代金のお支払いができるサービスです。 ・ご利用：J-Debitマークのあるお店でご利用できます。お支払いの際、普通預金のキャッシュカードを提示し、専用端末にお客様ご自身で暗証番号を入力しますと、お支払い金額が即時に口座より引落としとなります。
インターネットバンキングサービス	パソコンなどいろいろなメディアを使つての資金移動や残高照会等のサービスがご利用できます。
インターネットバンキング	パソコンや携帯電話を使って残高照会・振込などを行うサービスです。
資金移動サービス	預金口座を利用し、自動的に資金の支払い・受入を行うサービスです。
自動振替サービス	公共料金・授業料・各種クレジット代金などをご指定の口座から自動的にお支払いします。
自動受取サービス	給与・年金・配当金などが自動的にご指定の口座に振り込まれます。
自動送金サービス	家賃・会費など毎月決まった先へ、ご指定の金額を自動的に送金します。
事務代行サービス	いろいろな資金管理の代行をいたします。
代金回収サービス（M-NET）	代金集金の代わりに、口座振替機能を利用して全国の金融機関の口座より資金を回収します。
税金・公共料金等の収納	税金・公共料金等の納付を受付けします。
保管サービス	時間外の預入金をお預かりします。
夜間金庫サービス	当金庫の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちにお預かりします。翌営業日にはご指定の預金口座にご入金します。
貸金庫	格納可能な重量は最大20kg。格納品目には制限がございます。
保護預り	窓口でご購入の国債をお預かりします。
その他のサービス	その他各種業務のサービスを行っています。
マルチペイメントネットワーク 収納サービス ペイジー	公共料金、携帯電話料金、自動車税、国民年金保険料やインターネットショッピングの購入代金などを、金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキングやATMから「いつでも・どこでも・かんたんに」支払えるようにするサービスです。
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づき「でんさいネット」「でんさいライト」を利用して提供する決済サービスです。
リースの取り次ぎ	事務機等のリースの利用申込の斡旋をしております。
スポーツ振興くじ（toto）	本店・安賀多支店で当選券の払い戻しを行っています。
保険窓販	住宅関連の火災保険・医療保険をお取扱しています。
VISA・JCBカード	カードの入会申込の斡旋をしております。

『金融商品販売法』への対応

近年、様々な金融商品が発売されるようになりましたが、一方で販売をめぐるトラブルも増加しております。このため平成13年4月金融取引において金融商品販売業者（金融機関・証券会社・保険会社等）が適正な勧誘活動を行うよう定めた「金融商品販売等に関する法律」（いわゆる「金融商品販売法」）が施行されました。当金庫ではお客様へ商品の内容、リスク等の重要事項について十分説明し、適切な勧誘活動を行うことを定めた「金融商品に係る勧誘方針」策定しこれに則った営業活動を行うよう、役職員に徹底しております。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適切な情報の提供と商品説明をいたします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

当金庫の為替手数料及びその他手数料一覧表 (単位: 円) 2026.04.01 改定

◎振込手数料(1件につき)

			他行宛	総合振込 (会員のみのみ)	当金庫 本支店宛	同一店内 同顧客 異顧客	
窓口利用	電信扱	3万円以上	880	770	550	220	330
		3万円未満	660	550	330	—	110
	文書扱	3万円以上	880	—	550	—	—
		3万円未満	660	—	330	—	—
	文書交換	3万円以上	770	—	—	—	—
		3万円未満	550	—	—	—	—
機械利用	為替自動振込	3万円以上	770	—	220	110	—
		3万円未満	550	—	220	110	—
	IBサービス	3万円以上	550	—	無料	無料	—
		3万円未満	330	—	無料	無料	—
	HBサービス	3万円以上	550	—	330	220	—
		3万円未満	330	—	110	—	—
	ATM利用 (カードのみ)	3万円以上	550	—	220	110	—
		3万円未満	330	—	110	55	—

○ATMでのお振込みの場合は【ATM利用手数料】が別途必要となる場合がございます。

◎C D : A T Mご利用手数料

	ご利用時間帯	取引内容	当金庫	全国信金	他金融機関
平日	9:00 ~ 18:00	入金	無料	無料	110
	18:00 ~ 21:00	出金	無料	無料	110
	9:00 ~ 17:00	入金	110	220	220
	17:00 ~ 21:00	出金	110	220	220
土曜日	9:00 ~ 17:00	入金	110	220	220
	17:00 ~ 21:00	出金	110	220	220
	9:00 ~ 17:00	入金	110	220	220
	17:00 ~ 21:00	出金	110	220	220
日祝	9:00 ~ 17:00	入金	110	220	220
	17:00 ~ 21:00	出金	110	220	220
	9:00 ~ 17:00	入金	110	220	330
	17:00 ~ 21:00	出金	110	220	330

○他金融機関の入金については、第二地銀・信用組合・労働金庫のみとなっています。
○ご利用時間帯の終了時間については、金融機関によって異なります。

◎その他各種手数料

	項 目	単 位	金 額
用紙交付・発行手数料	当座預金払戻請求書	一冊 (50枚)	2,200
	普通預金入金帳 (夜間預金金庫用)	一冊 (100枚)	880
	家賃振込帳	一冊 (12枚)	550
	通帳・証書再発行	一冊・1枚	1,100
	カード再発行	1枚	1,100
	I Cカード発行手数料	1枚	550
	残高証明	1枚	330
	自動発行残高証明	1枚	330
	取引履歴明細表	1枚	110
	株式保管金証明書 (設立・増資含)	1枚	3,300
その他	夜間預金金庫使用料	一年間前払い	1契約あたり 13,200
	H B基本料金	月額料金	1契約あたり 1,100
	I B基本料金	月額料金	1契約あたり 1,100
	後見制度支援預金	口座開設時	1契約あたり 33,000
	普通預金口座開設(注3)	2口座目以降口座開設時	1口座あたり 1,100
	破産管財人等特殊口座開設	口座開設時/名義変更時	1口座あたり 16,500
	各種コピー	1枚	22

(注3)普通預金には決済性預金・貯蓄預金も含まれます。一部対象外となる口座もございます。
詳細については、窓口にてお問合せください。

◎大量硬貨取扱手数料

両替枚数	金 額
1枚~500枚	無料
501枚~1,000枚	1,100
1,001枚~1,500枚	1,650
1,501枚以上は500枚毎につき	550円を加算

※寄付金・募金・義援金口座へのご入金またはお振込は、手数料は不要です。
※同時に複数回に分けてお取引される場合・同一日に複数回でお取引される場合は、合計の枚数をお取り扱い枚数とさせていただきます。
※硬貨の計数後にご入金・お振込・納税等の諸納付を取りやめる場合や、金額を変更される場合も、大量硬貨取扱手数料を適用させていただきます。

◎送金手数料

	他行宛	県内信金宛	当金庫 本支店宛
電信扱	880	440	385
普通扱	660	440	385

◎代金取立手数料

	他行宛	県内信金宛	当金庫宛
至急扱	880	440	無料
普通扱	660	440	無料

◎その他手数料

項 目	金 額
送金・振込の組戻料	660
不渡手形返却料(除同一交換所分)	660
取立手形組戻料(除同一交換所分)	660
取立手形店頭提示料(右料金超の場合実費)	660
その他特殊手数料	実費

◎円貨両替手数料

両替枚数	手 数 料
1枚~500枚	550円
501枚~1,000枚	1,100円
1,001枚~1,500枚	1,650円
1,501枚~2,000枚	2,200円
2,001枚~2,500枚	2,750円
2,501枚~3,000枚	3,300円
3,001枚以上は500枚毎につき	550円を加算

◎でんさいネットサービス手数料については、営業店窓口にお問い合わせください。

◎融資関係手数料表

新 規 実行手数料	手形貸付	新規実行	550
		書換継続	無料
不動産担保 取扱手数料	新規・追加設定	設定額30万円以下	11,000
		設定額30万円超~50万円以下	22,000
		設定額50万円超	33,000
	・極度額増額 ・順位譲渡 ・設定変更等	・融資実行後に発生する変更登記が対象。 ・設定額に関わらず、1回につき徴求。 ・(追加増額)等同時設定は、22,000円。 ・出来上がり担保・極度額減額は無料	22,000
条件変更	手形貸付		無料
	証書貸付 (プロパー・ローン)	・支払方法の変更 (返済期間・返済金額)	5,500
	住宅ローン	・支払方法の変更 (返済期間・返済金額)	5,500
期限前返済	手形貸付 証書貸付	・一部内入・全額完済	無料
	住宅ローン(注2)	・全額完済	33,000
保証書・ 各種証明等	残高証明	1件	330
	融資証明	1件	5,500
	支払利息証明	1件	220
	保証書	1件	1,100
確定日付 (代理受領・フラット35・火災保険等)		1枚	700

(注1)新規実行時、商品によっては保証会社宛て事務取扱手数料が必要場合があります。
詳細については、窓口にお問い合わせください。

(注2)実行後10年以上、残高100万円未満は無料とします。
※上記融資関係手数料を『みなし利息』として計算した場合に、利息の制限を超過するお客様につきましては、手数料全額を返却いたします。

資 料 編

記載の金額、数字はすべて単位未満を切り捨てて表示してあります。
構成比・増減率等については、小数点第2位・第3位以下を切り捨てて表示してあります。

■財務諸表

貸借対照表	28
貸借対照表記載事項説明	29
損益計算書	33
剰余金処分計算書	33

■経営指標

主要な経営指標の推移	34
業務粗利益・業務純益	34
役務取引の状況	34
資金運用・調達勘定の平均残高・利息・利回り	34
受取利息及び支払利息	35
その他業務収益・費用の内訳	35

■諸比率

資金運用利回り	35
有価証券利回り	35
資金調達原価率	35
総資金利鞘	35
総資産経常利益率	35
総資産当期利益率	35
預貸率・預証率	35
経費の内訳	35

■預 金

預金科目別残高・平均残高	36
預金種類別平均残高	36
定期預金金利種類別残高	36
預金者別預金残高	37
役職員1人当り・1店舗当り預金残高	37
財形貯蓄残高	37

■貸 出

貸出金科目別残高・平均残高	37
消費者ローン・住宅ローン残高	37
貸出金業種別残高	38
会員・会員外別貸出金残高	38
貸出金金利種類別残高	38
貸出金資金用途別残高	38
貸出金担保別残高	39
役職員1人当り・1店舗当り貸出金残高	39
債務保証見返の担保別内訳	39
代理貸付機関別残高	39

■有価証券

保有有価証券の種類別残高	39
有価証券の残存期間別残高	40
商品有価証券	40
デリバティブ取引	40
金銭の信託	41
第102条第1項第5号に掲げる取引	41

■リスク管理債権の状況

不良債権の状況	41
金融再生法開示債権額	41
貸倒引当金の内訳	41
貸出金償却	41

■子会社等

金庫の子会社	42
役員の報酬体系	42
業界団体	42
信金中央金庫	43

■省令で定める開示項目一覧

■自己資本の充実

自己資本比率	46
--------	----

■店舗・CD・ATMコーナー所在地

	60
--	----



財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産	2024年度(2025/3末)	2025年度(2026/3末)	負債及び会員勘定	2024年度(2025/3末)	2025年度(2026/3末)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,027	973	預 金 積 金	74,199	75,755
預 け 金	32,803	34,856	当 座 預 金	364	331
買 入 金 銭 債 権	151	99	普 通 預 金	32,831	32,579
有 価 証 券	3,813	3,782	貯 蓄 預 金	12	17
国 債	—	—	通 知 預 金	410	30
地 方 債	372	363	定 期 預 金	37,234	39,744
短 期 社 債	—	—	定 期 積 金	3,114	2,816
社 債	2,372	2,327	そ の 他 の 預 金	232	236
株 式	353	292	借 用 金	—	2,000
そ の 他 の 証 券	715	799	そ の 他 負 債	172	222
貸 出 金	39,758	41,555	未 決 済 為 替 借	14	13
割 引 手 形	203	166	未 払 費 用	21	68
手 形 貸 付	3,946	3,807	給 付 補 填 備 金	1	1
証 書 貸 付	34,470	36,508	未 払 法 人 税 等	23	37
当 座 貸 越	1,138	1,073	前 受 収 益	36	34
そ の 他 資 産	478	505	払 戻 未 済 金	5	2
未 決 済 為 替 貸	17	9	職 員 預 り 金	33	31
信 金 中 金 出 資 金	372	372	そ の 他 の 負 債	36	29
未 収 収 益	73	105	賞 与 引 当 金	20	19
そ の 他 の 資 産	15	18	退 職 給 付 引 当 金	—	—
有 形 固 定 資 産	708	713	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	59	67
建 物	297	303	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	0	—
土 地	367	367	偶 発 損 失 引 当 金	6	10
その他の有形固定資産	43	42	繰 延 税 金 負 債	—	—
無 形 固 定 資 産	8	10	債 務 保 証	1,978	1,621
前 払 年 金 費 用	128	158	負 債 の 部 計	76,437	79,697
繰 延 税 金 資 産	10	30	(純資産の部)		
債 務 保 証 見 返	1,978	1,621	普 通 出 資 金	286	285
貸 倒 引 当 金 (△)	△ 264	△ 372	利 益 剰 余 金	3,868	3,953
うち個別貸倒引当金(△)	△ 223	△ 305	利 益 準 備 金	291	291
その他引当金(△)	—	—	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,577	3,661
			特 別 積 立 金	3,347	3,407
			(体質強化積立金)	(850)	(870)
			(店舗開設積立金)	(260)	(280)
			当 期 未 処 分 剰 余 金	230	254
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7	△ 1
資 産 の 部 合 計	80,599	83,935	純 資 産 の 合 計	4,162	4,237
			負債及び純資産の部合計	80,599	83,935

◎動産・不動産減価償却累計額 (2025/3末) 833 (2026/3末) 861

貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 39年～60年
その他 3年～20年
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(2015年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された2つの企業年金制度(総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。
総合設立型厚生年金については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。(当該企業年金制度は第1給付部分(共通給付部分)と第2給付部分(事業所給付部分)とで構成されております)なお、それぞれの企業年金制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の直近の積立状況及び制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 総合設立型厚生年金基金

①制度全体の積立状況に関する事項(2025年3月31日現在)	
年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2024年3月分)	0.0555%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金9百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

(2) 連合設立型確定給付企業年金基金(第1給付部分)

①第1給付部分の積立状況に関する事項(2025年3月31日現在)	
年金資産の額	98,051千円
年金財政計算上の数理債務額	81,908千円
差引額	16,143千円
②第1給付部分に占める当金庫の掛金拠出割合(2025年3月分)	1.3508%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,196千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金3千円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
為替業務にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
13. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金372百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に検討しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権は5百万円であります。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
17. 有形固定資産の減価償却累計額850百万円であります。
18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は、一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 366百万円
危険債権額 313百万円

三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	32百万円
合計額	712百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. ローン・パーティシペーションで、移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(2024年7月1日)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、511百万円であります。

20. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面は166百万円であります。

21. 担保に供している資産は、信金中央金庫為替決済規程により為替取引の担保として信金中央金庫定期預金5,000百万円を差し入れております。

22. 出資1口当たりの純資産額741円23銭であります。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程及び要領によって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスクに関する方針に基づき、常務理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用計画の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準、余資運用細則に従い行われております。このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は総務部を通じ、常務理事会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券及び投資信託等、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年間)により算出しており、2026年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で349百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	34,856	34,565	△291
(2) 有価証券			
その他有価証券	3,671	3,671	－
(3) 貸出金			
貸出金 (*1)	41,555	－	－
貸倒引当金(*2)	△372	－	－
	41,183	41,322	139
金融資産計	79,710	79,558	△152
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 借入金	2,000	2,000	－
(2) 預金積金 (*1)	75,755	75,566	△189
金融負債計	77,755	77,566	△189

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、簡便な方法により算出した時価に代わる金額が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは市場金利で割り引いた価額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を、市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 借入金

借入金については、残存期間が短期間（1カ月以内）のものであり、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(2) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	111
出資金等	
信金中金出資金(*1)	372
しんきん共同システム拠出金(*1)	1
合 計	484

(*1) 非上場株式及び出資金等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	20,500	6,000	1,500	1,000
有価証券	306	1,825	949	0
その他有価証券	306	1,825	949	0
貸出金	8,339	13,973	9,151	8,710
合 計	29,146	21,799	11,601	9,710

(注)
期間の定めのないもの、償還予定の見込めないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
借入金	2,000	—	—	—
預金積金	66,997	8,579	—	178
合 計	68,997	8,579	—	178

(注)
預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	129	96	32
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	663	539	123
	小 計	792	636	156
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	51	54	△ 2
	債 券	2,691	2,832	△ 141
	国 債	—	—	—
	地方債	363	399	△ 35
	社 債	2,327	2,432	△ 105
	そ の 他	135	150	△ 14
	小 計	2,879	3,037	△ 158
合 計		3,671	3,673	△ 1

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,983百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,870百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	85百万円
役員退職慰労引当金	18
未収利息不計上額	7
その他	20
繰延税金資産小計	132
評価性引当額	△ 57
繰延税金資産合計	74
繰延税金負債	
前払年金費用	44
繰延税金負債合計	44
繰延税金資産(負債)の純額	30百万円

監査法人による外部監査を受けています

2025年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2026年6月26日

延岡信用金庫

理事長

黒木 哲也



Activity のべし人の活動記録



損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	2024年度	2025年度	科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	1,124	1,313	そ の 他 経 常 費 用	25	156
資 金 運 用 収 益	996	1,147	貸倒引当金繰入額	18	145
貸 出 金 利 息	864	916	貸 出 金 償 却	—	—
預 け 金 利 息	91	150	株 式 等 償 却	—	—
金融機関貸付等利息	—	—	株 式 等 売 却 損	—	—
有価証券利息配当金	32	70	そ の 他 資 産 償 却	—	—
その他の受入利息	7	9	その他の経常費用	6	10
役 務 取 引 等 収 益	110	106	経 常 利 益	121	124
受入為替手数料	59	56	特 別 利 益	—	—
その他の役務収益	51	49	固 定 資 産 処 分 益	—	—
そ の 他 業 務 収 益	16	16	そ の 他 特 別 利 益	—	—
国債等債券売却益	—	—	特 別 損 失	3	0
国債等債券償還益	1	1	固 定 資 産 処 分 損	0	0
その他の業務収益	16	16	そ の 他 の 特 別 損 失	3	—
そ の 他 経 常 収 益	0	42			
貸倒引当金戻入益	—	—	税引前当期純利益金	117	124
償却債権取立益	—	0	法人税住民税及び事業税	30	50
株 式 等 売 却 益	—	42	法 人 税 等 調 整 額	3	△ 16
その他の経常収益	0	—	当 期 純 利 益	83	89
経 常 費 用	1,003	1,188	繰越金(当期首残高)	143	164
資 金 調 達 費 用	36	119	目 的 積 立 金 取 崩 額	3	—
預 金 利 息	35	117	当 期 末 処 分 剩 余 金	230	254
給付補填備金繰入額	0	1	剰 余 金 処 分 計 算 書	(単位:円)	(単位:円)
譲渡性預金利息	—	—	科 目	2024年度(R7/3末)	2025年度(R8/3末)
借 用 金 利 息	—	0	当 期 末 処 分 剩 余 金	230,228,746	254,499,084
その他の支払利息	0	0	積 立 金 取 崩 額	—	—
役 務 取 引 等 費 用	101	100	これを下記のように処分する。		
支払為替手数料	10	9	剰 余 金 処 分 額	65,709,185	65,693,001
その他の役務費用	91	91	利 益 準 備 金	—	—
そ の 他 業 務 費 用	18	0	出資に対する配当金	5,709,185	5,693,001
国債等債券売却損	—	—		(年2%)	(年2%)
国債等債券償還損	18	—	役 員 賞 与 金	—	—
国債等証券償却	—	—	特 別 積 立 金	60,000,000	60,000,000
その他の業務費用	0	0	(体質強化積立金)	20,000,000	20,000,000
経 費	820	811	(店舗開設積立金)	20,000,000	20,000,000
人 件 費	518	486	繰越金(当期末残高)	164,519,561	188,806,083
物 件 費	270	291			
税 金	31	34			

損益計算書の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額は15円70銭であります。
3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において重要な会計方針とあわせて注記しております。

経営指標

主要な経営指標の推移

	単 位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益	百万円	999	1,035	1,083	1,124	1,313
経 常 利 益	百万円	75	122	201	121	124
当 期 利 益 金	百万円	63	79	130	83	89
預 金 残 高	百万円	72,247	74,477	75,214	74,199	75,755
貸 出 金 残 高	百万円	35,899	37,557	38,095	39,758	41,555
有 価 証 券	百万円	4,049	4,495	3,746	3,813	3,782
出 資 総 額	百万円	289	288	287	286	285
出 資 総 口 数	千 口	5,788	5,770	5,744	5,726	5,716
出 資 に 対 す る 配 当 金	千 円	5,787	5,750	5,742	5,709	5,693
出 資 配 当 率	%	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
会 員 数	人	9,143	8,982	8,857	8,660	8,591
純 資 産	百万円	3,986	4,038	4,172	4,162	4,237
総 資 産 額	百万円	85,059	81,317	81,903	80,599	83,935
単 体 自 己 資 本 比 率	%	10.83	11.10	10.94	11.46	11.04

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

直近の2事業年度における事業の概況

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益 (単位:千円)

	2024年度	2025年度
業 務 純 益	176,708	222,799
業 務 粗 利 益	967,329	1,050,697
資金運用益(資金利息)	959,854	1,028,631
役 務 取 引 等 利 益	9,306	5,672
そ の 他 業 務 利 益	△ 1,831	16,393
業 務 粗 利 益 率 (%)	1.23	1.34

役務取引の状況 (単位:千円)

	2024年度	2025年度
役 務 取 引 等 収 益	110,718	106,428
受 入 為 替 手 数 料	59,515	56,923
そ の 他 受 入 手 数 料	51,202	49,505
その他の役務取引等収益	—	—
役 務 取 引 等 費 用	101,412	100,755
支 払 為 替 手 数 料	10,217	9,743
その他の支払手数料	—	—
その他の役務取引等費用	91,194	91,012

業務純益 (単位:千円)

	2024年度	2025年度
業 務 純 益	176,708	222,799
実 質 業 務 純 益	156,563	249,217
コ ア 業 務 純 益	175,087	249,216
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	193,612	249,216

- (注)1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

	平均残高(単位:百万円)		利 息 (単位:千円)		利 回 り (単位:%)	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資 金 運 用 勘 定	78,469	78,092	996,761	1,147,681	1.27	1.46
う ち 貸 出 金	39,286	40,323	864,529	916,907	2.20	2.27
う ち 預 け 金	34,896	33,519	91,916	150,942	0.26	0.45
うち買入金銭債権	168	121	939	1,058	0.55	0.87
うち有価証券	3,745	3,755	32,544	70,724	0.86	1.88
うちその他	372	372	7,771	8,048	1.83	2.16
資 金 調 達 勘 定	75,793	75,337	36,906	119,050	0.04	0.15
う ち 預 金 積 金	75,762	75,302	36,588	118,672	0.04	0.15
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	5	—	73	—	1.34
うちその他	31	30	318	303	1.00	1.00

◎受取利息及び支払利息の増減状況

(単位:千円)

	2024年度	2025年度	対前期増減
受 取 利 息	996,761	1,147,681	150,920
支 払 利 息	36,906	119,050	82,143

◎その他業務収益・費用の内訳

収益・費用の内訳

(単位:千円)

区 分	2024年度	2025年度
そ の 他 業 務 収 益	16,816	16,503
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	1	1
その他の業務収益	16,815	16,502
そ の 他 業 務 費 用	18,647	109
外 国 為 替 売 買 損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	18,525	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	122	109
そ の 他 の 業 務 利 益	△ 1,831	16,393

◎諸比率

(単位:%)

諸 比 率

	2024年度	2025年度
資 金 運 用 利 回 り	1.27	1.46
有 価 証 券 利 回 り	0.86	1.88
資 金 調 達 原 価 率	1.11	1.22
総 資 金 利 鞘	0.16	0.24
総 資 産 経 常 利 益 率	0.14	0.15
総 資 産 当 期 利 益 率	0.10	0.11

(注) 総資産経常(当期)利益率 = $\frac{\text{経常(当期)利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$

ただし、総資産については債務保証見返勘定は含んでおりません。

この比率は資産規模にたいする利益の比率を見る指標であり、一般的にROA(RETURN ON ASSETの略)と呼ばれております。

(単位:%)

	2024年度	2025年度
預 貸 率 (末 残)	53.58	54.85
(平 残)	51.85	53.54
預 証 率 (末 残)	5.13	4.99
(平 残)	4.94	4.98

◎経費の内訳

(単位:千円)

区 分	2024年度	2025年度
人 件 費	519,503	486,542
報 酬 給 料 手 当	410,872	411,284
退 職 給 付 費 用	41,703	8,509
そ の 他	66,927	66,748
物 件 費	270,928	291,018
事 務 費	152,443	159,021
固 定 資 産 費	38,013	46,330
事 業 費	26,840	27,707
人 事 厚 生 費	10,464	9,282
預 金 保 険 料	11,339	11,208
有 形 固 定 資 産 償 却	29,049	33,688
無 形 固 定 資 産 償 却	2,778	3,779
税 金	31,307	34,353
合 計	821,739	811,914

預金に関する指標

預金科目別残高

末残

(単位:百万円)

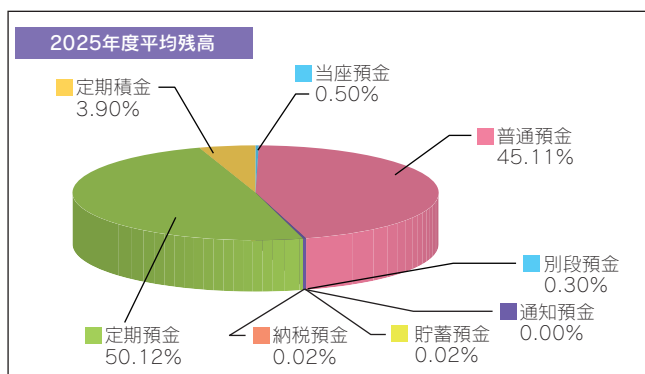
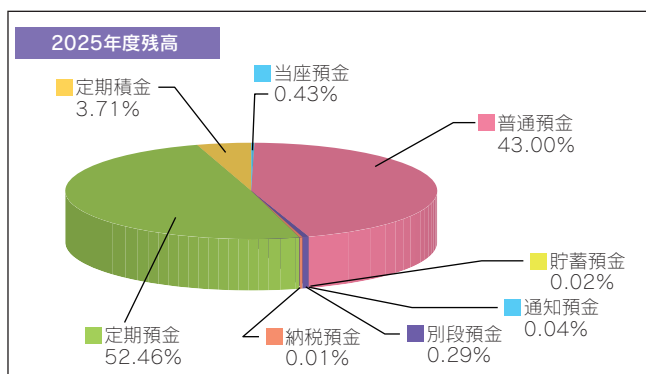
	2024年度残高		2025年度残高	
	金額	比率	金額	比率
当座預金	364	0.49%	331	0.43%
普通預金	32,831	44.24%	32,579	43.00%
貯蓄預金	12	0.01%	17	0.02%
通知預金	410	0.55%	30	0.04%
別段預金	210	0.28%	222	0.29%
納税預金	21	0.02%	13	0.01%
定期預金	37,234	50.18%	39,744	52.46%
定期積金	3,114	4.19%	2,816	3.71%
合 計	74,199	100.00%	75,755	100.00%

預金科目別平均残高

平残

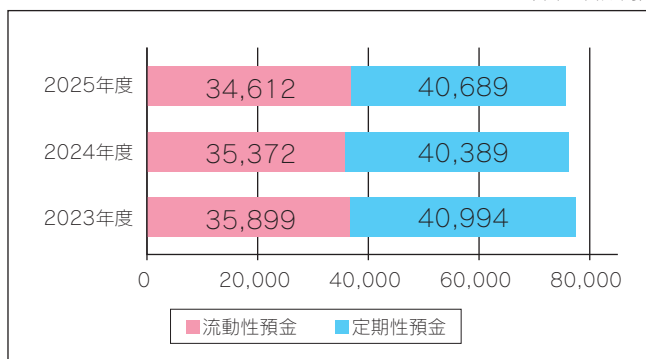
(単位:百万円)

	2024年度残高		2025年度残高	
	金額	比率	金額	比率
当座預金	363	0.48%	378	0.50%
普通預金	34,730	45.84%	33,969	45.11%
貯蓄預金	16	0.02%	14	0.02%
通知預金	8	0.01%	2	0.00%
別段預金	230	0.30%	228	0.30%
納税預金	22	0.02%	17	0.02%
定期預金	37,220	49.12%	37,746	50.12%
定期積金	3,168	4.18%	2,943	3.90%
合 計	75,762	100.00%	75,302	100.00%



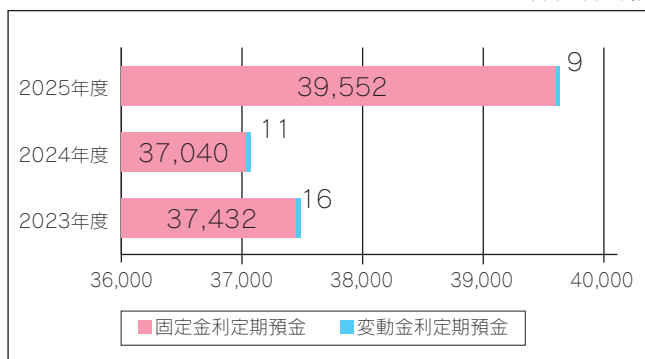
預金種類別平均残高

(単位:百万円)



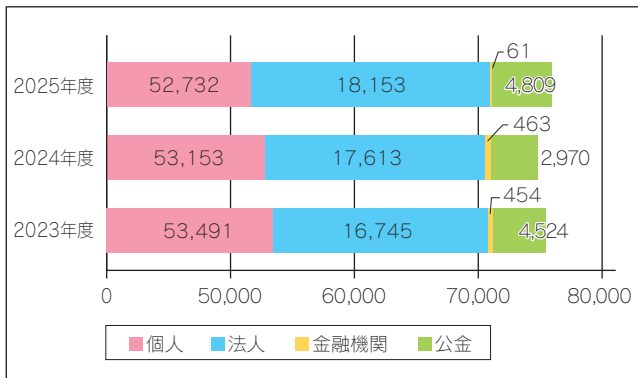
定期預金金利種類別残高

(単位:百万円)



預金者別預金残高

(単位:百万円)



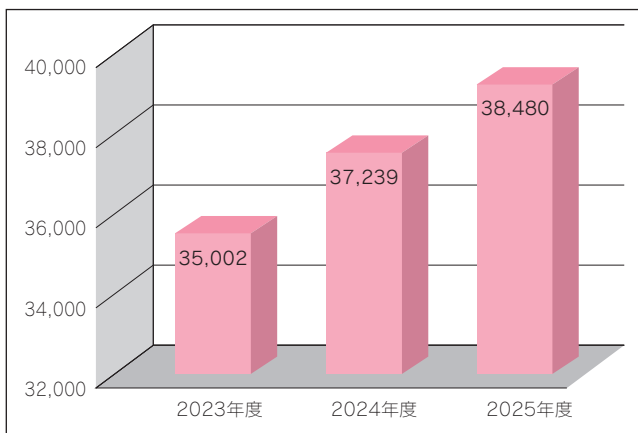
役職員1人当たり・1店舗当たり預金残高

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
役職員1人当たり	989	1,010
1店舗当たり	9,274	9,469

財形貯蓄残高

(単位:千円)



譲渡性預金残高

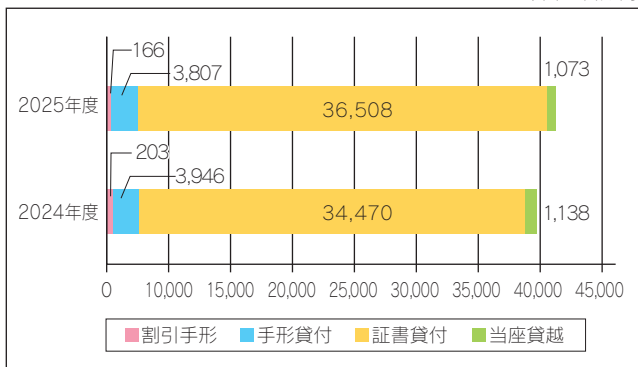
(単位:百万円)

	2023年度	2024年度	2025年度
残高	—	—	—
平均残高	—	—	—

貸出金等に関する指標

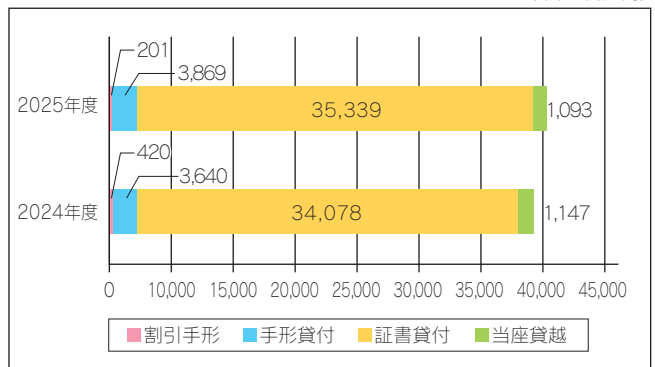
貸出金科目別残高

(単位:百万円)



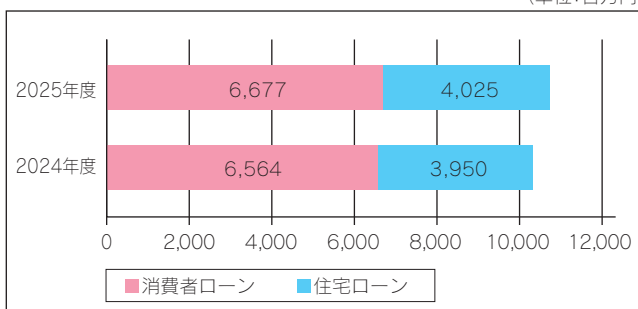
貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)



消費者ローン・住宅ローン

(単位:百万円)

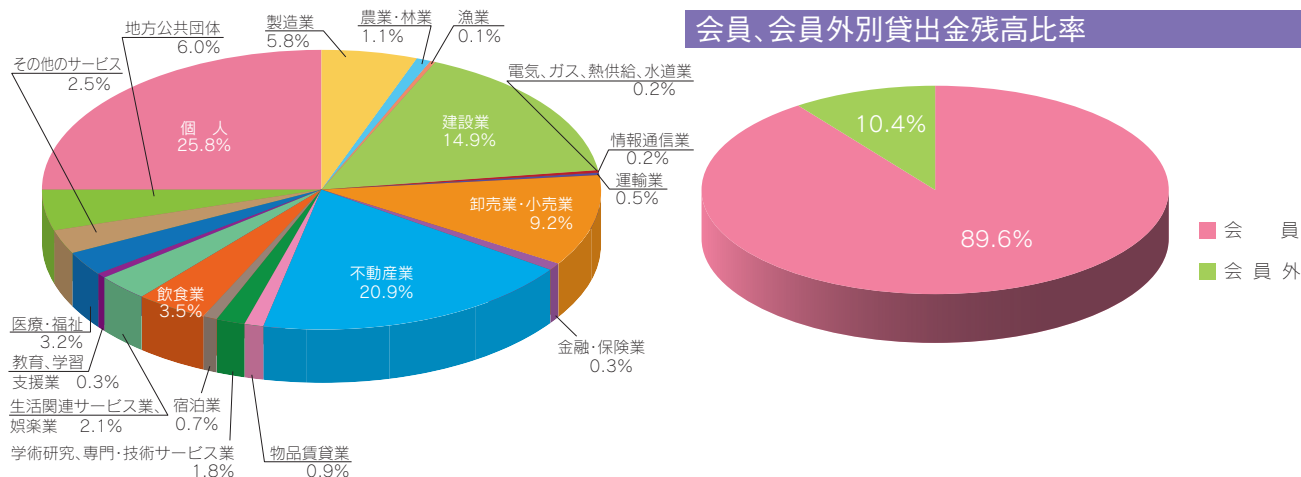


貸出金業種別残高・会員会員外別・貸出金使途別・金利区分別内訳

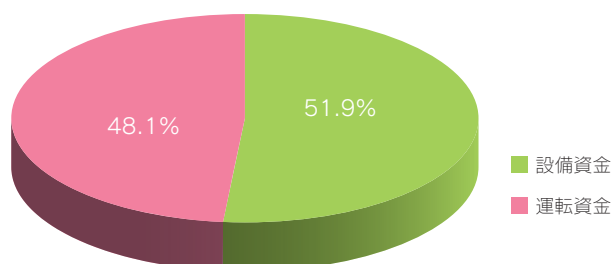
(単位:残高:百万円／構成比:%)

	2024年度			2025年度	
	金 額	比 率		金 額	比 率
製 造 業	2,078	5.2%	製 造 業	2,430	5.8%
農 業、林 業	389	1.0%	農 業、林 業	446	1.1%
漁 業	25	0.1%	漁 業	27	0.1%
鉱 業	—	—	鉱 業	—	—
建 設 業	5,985	15.1%	建 設 業	6,187	14.9%
電気、ガス、熱供給、水道業	98	0.2%	電気、ガス、熱供給、水道業	84	0.2%
情 報 通 信 業	88	0.2%	情 報 通 信 業	94	0.2%
運 輸 業	198	0.5%	運 輸 業	192	0.5%
卸 売 業・小 売 業	3,720	9.4%	卸 売 業・小 売 業	3,837	9.2%
金 融・保 険 業	151	0.4%	金 融・保 険 業	128	0.3%
不 動 産 業	7,785	19.6%	不 動 産 業	8,699	20.9%
物 品 賃 貸 業	401	1.0%	物 品 賃 貸 業	364	0.9%
学術研究、専門・技術サービス業	703	1.8%	学術研究、専門・技術サービス業	742	1.8%
宿 泊 業	294	0.7%	宿 泊 業	301	0.7%
飲 食 業	1,478	3.7%	飲 食 業	1,443	3.5%
生活関連サービス業、娯楽業	914	2.3%	生活関連サービス業、娯楽業	868	2.1%
教 育、学 習 支 援 業	144	0.4%	教 育、学 習 支 援 業	140	0.3%
医 療・福 祉	1,204	3.0%	医 療・福 祉	1,341	3.2%
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,061	2.7%	そ の 他 の サ ー ビ ス	1,039	2.5%
地 方 公 共 団 体	2,519	6.3%	地 方 公 共 団 体	2,480	6.0%
個 人	10,514	26.4%	個 人	10,702	25.8%
合 計	39,758	100.0%	合 計	41,555	100.0%
会 員	35,262	88.7%	会 員	37,236	89.6%
会 員 外	4,495	11.3%	会 員 外	4,319	10.4%
設 備 資 金	19,346	48.7%	設 備 資 金	21,583	51.9%
運 転 資 金	20,411	51.3%	運 転 資 金	19,972	48.1%
固 定 金 利	17,599	44.3%	固 定 金 利	17,205	41.4%
変 動 金 利	22,158	55.7%	変 動 金 利	24,350	58.6%

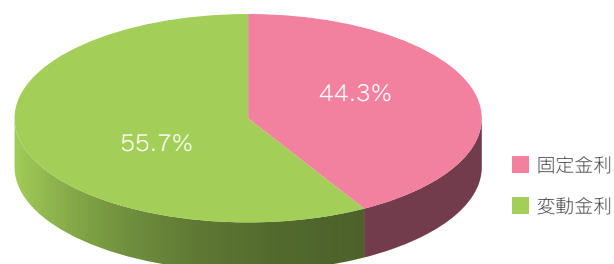
会員、会員外別貸出金残高比率



貸出金資金使途別残高比率

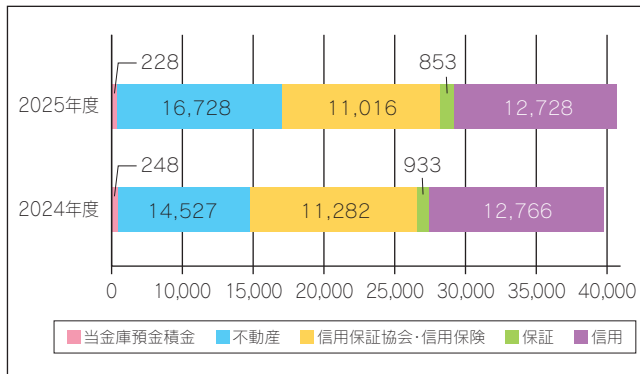


貸出金金利種類別残高比率



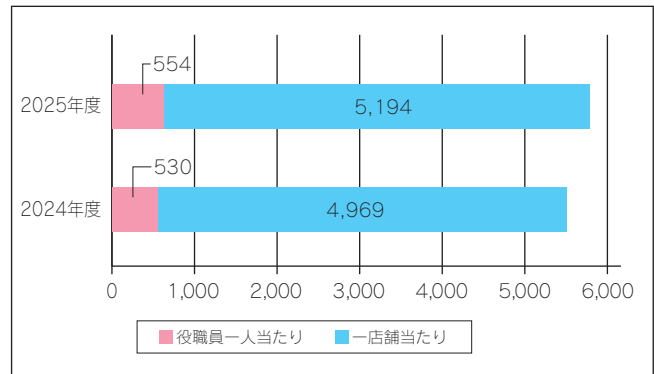
貸出金担保別残高

(単位:百万円)



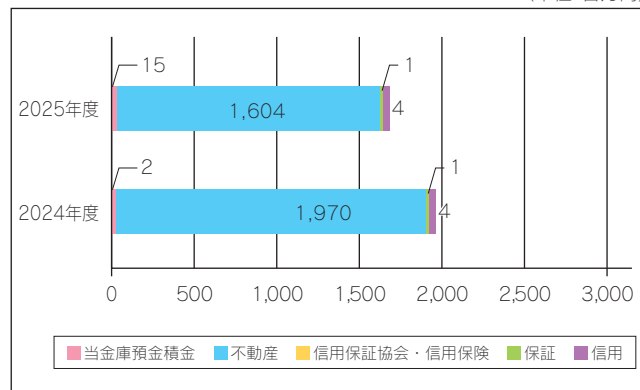
役職員1人当たり、1店舗当たり貸出金残高

(単位:百万円)



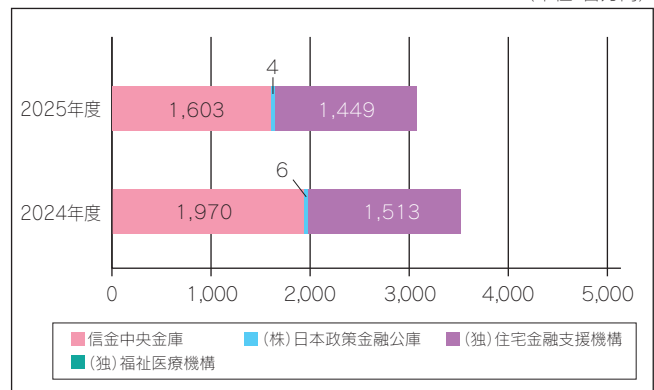
債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)



代理貸付機関別残高

(単位:百万円)

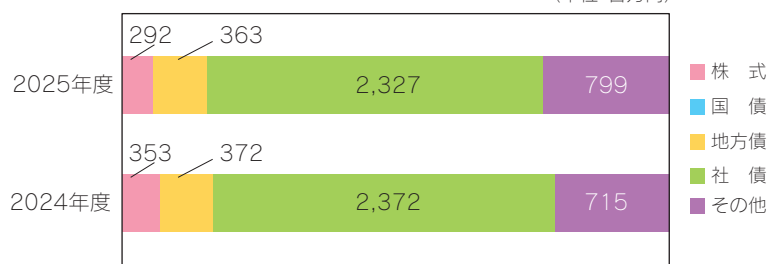


有価証券に関する指標

有価証券の種類別残高

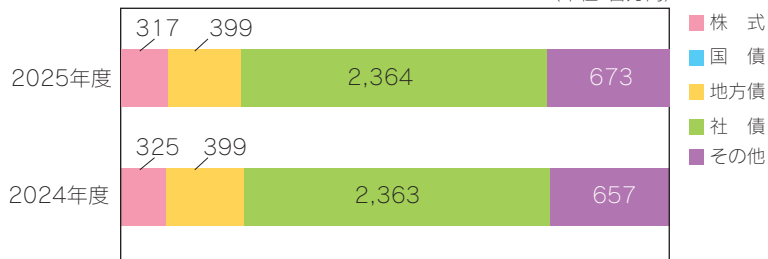
●期末残高

(単位:百万円)



●平均残高

(単位:百万円)



尚、有価証券の保有区分については「金融商品に係る会計基準」に基づき、保有目的により、売買目的・満期保有目的・子会社及び関連会社・その他有価証券に区分することになっており、当金庫は保有の有価証券すべて、その他有価証券にて保有しております。

1. 売買目的有価証券

売買目的の有価証券は保有していません。

2. 満期保有目的の有価証券

満期保有目的の有価証券は保有していません。

3. その他有価証券の評価損益等

(単位:百万円)

区 分	種 類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	95	61	34	129	96	32
	債 券	103	102	0	—	—	—
	(国 債)	—	—	—	—	—	—
	(地方債)	—	—	—	—	—	—
	(社 債)	103	102	0	—	—	—
	そ の 他	536	429	107	663	539	123
	小 計	735	593	141	792	636	156
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	146	153	△ 6	51	54	△ 2
	債 券	2,641	2,745	△ 103	2,691	2,832	△ 141
	(国 債)	—	—	—	—	—	—
	(地方債)	372	399	△ 26	363	399	△ 35
	(社 債)	2,269	2,345	△ 76	2,327	2,432	△ 105
	そ の 他	178	200	△ 21	135	150	△ 14
	小 計	2,966	3,098	△ 131	2,879	3,037	△ 158
合 計		3,702	3,692	10	3,671	3,673	△ 1

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当する株式はありません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	110	111
合 計	110	111

■有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	2024年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	94	184	92	—	—	372
社 債	514	610	401	553	91	199	—	2,372
株 式	—	—	—	—	—	—	353	353
その他の証券	45	—	132	—	52	—	484	715
区 分	2025年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	94	269	—	—	—	363
社 債	305	611	873	537	—	—	—	2,327
株 式	—	—	—	—	—	—	292	292
その他の証券	—	—	185	—	57	—	556	799

■商品有価証券

過去2年間に該当の取引実績がありません。

■デリバティブ取引

過去2年間に該当の取引実績がありません。

■金銭の信託

過去2年間に該当の取引実績がありません。

■第102条第1項第5号に掲げる取引

過去2年間に該当の取引実績がありません。

▶ 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	246	366
危険債権	317	313
要管理債権	144	32
三月以上延滞債権	0	0
貸出条件緩和債権	144	32
小計 (A)	708	712
保全額 (B)	636	704
個別貸倒引当金 (C)	223	305
一般貸倒引当金 (D)	22	0
担保・保証等 (E)	389	397
保全率 (B) / (A) (%)	89.80%	98.89%
引当率 (C + D) / (A - E) (%)	77.33%	97.49%
正常債権 (F)	41,057	42,495
総与信残高 (A) + (F)	41,765	41,765

〔項目の説明〕

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
- 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
一般貸倒引当金	40	66
個別貸倒引当金	233	305
合 計	264	372

貸出金償却

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
貸出金償却	—	—

当金庫の子会社

当金庫には関連会社及び子会社はございません。

役員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	60

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」50百万円、「賞与」一百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。

なお、「賞与」の支払い及び役員賞与引当金の繰り入れはありませんでした。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員に該当する者はいませんでした。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2025年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

業 界 団 体

(社) 全国信用金庫協会 (全信協)

全国の信用金庫を会員とする業界の利益代表機関。信用金庫の業務・運営に関する調査・研究を行い、関係官庁などに対する建議・答申・連絡などを代表して行っています。また、業界全体のイメージアップを図るため、マスコミなどへのPR活動を展開しています。

信金中央金庫

～信用金庫の「中央金融機関」～

会社概要

創立

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

経営理念

信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する。

上場

2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード 8421）。

資金量

30兆円



会員数

254金庫



役職員数

1,324人



拠点数

国内14拠点
海外5拠点※



親会社株主に帰属する 当期純利益

430億円



連結自己資本比率

21.95%



※ 2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります（海外グループ会社を含む）。

2026年3月末時点

事業内容

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

また、個別金融機関として、全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融市場における様々な商品等に投資を行っているほか、事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用しております。



外部格付の状況

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

格付会社	長期	アウトルック	短期
ムーディーズ	A 1	安定的	P-1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A +	ポジティブ	－
日本格付研究所	A A	安定的	－

2026年3月末時点

中期経営計画「SCBストラテジー2025」



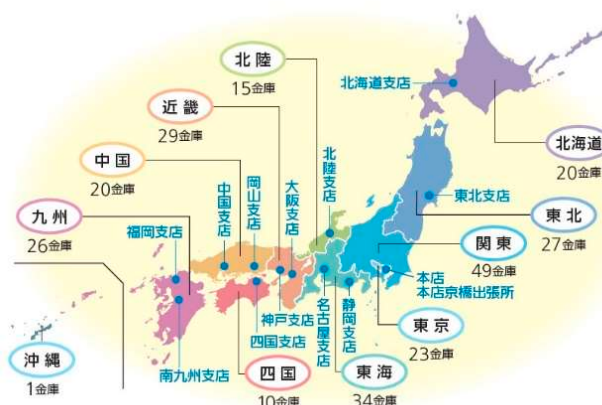
信用金庫と信金中央金庫のネットワーク

日本全国に所在する254の信用金庫は約7,000店舗のネットワークを形成しているほか、約161兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

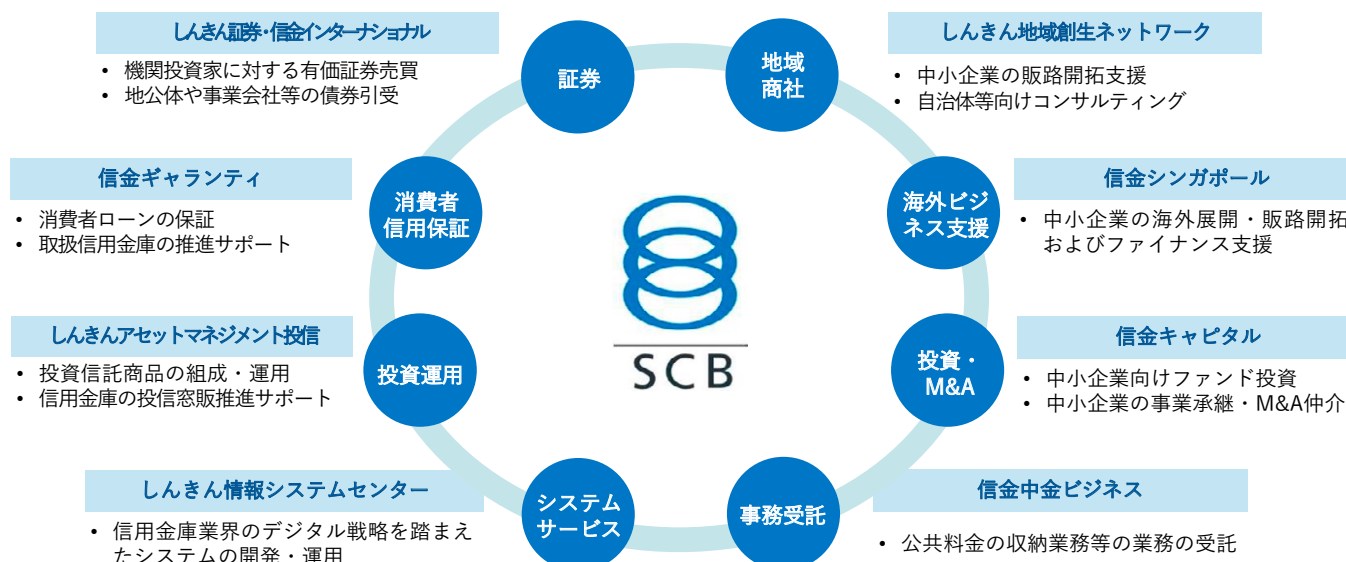
また、信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ体となって幅広いソリューションを提供しています。

海外には5拠点※を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。

※ 2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります（海外グループ会社を含む）。



グループ会社の紹介



銀行法第21条第1項前段に規定する省令で定める事項の目次

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 理事及び監事の氏名及び役職名	2
ロ. 事業所の名称及び所在地	60
ハ. 事業の組織	3
2. 金庫の主要な事業の内容	9
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	8
ロ. 直近の五事業年度における主要な事業を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	34
(2) 経常利益又は経常損失	34
(3) 当期利益又は当期損失	34
(4) 出資総額	34
(5) 出資総口数	34
(6) 純資産額	34
(7) 総資産額	34
(8) 預金積金残高	34
(9) 貸出金残高	34
(10) 有価証券残高	34
(11) 単体自己資本比率	34
(12) 出資に対する配当金	34
(13) 職員数	3
ハ. 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	34
(2) 預金に関する指標	36
(3) 貸出金等に関する指標	37
(4) 有価証券に関する指標	39
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. 内部統制基本方針	14
ロ. リスク管理の体制	16
ハ. 法令遵守の体制	17
5. 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	28～33
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
○信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	41
(2) 危険債権	41
(3) 三月以上延滞債権	41
(4) 貸出条件緩和債権	41
ハ. 自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況	46～58
二. 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	39
(2) 金銭の信託	41
(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引	41
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	49
ヘ. 貸出金償却の額	41

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の状況について

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2024年度	経過措置による 不算入額	2025年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,149		4,233	
うち、出資金及び資本剰余金の額	286		285	
うち、利益剰余金の額	3,868		3,953	
うち、外部流出予定額(△)	5		5	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	40		66	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	40		66	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第5項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,189		4,300	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5		7	
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	5		7	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	92		114	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	98		122	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	4,091		4,178	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	34,094		36,133	
資産(オン・バランス)項目	31,818		34,050	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第5項又は第6項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス取引等項目	2,276		2,083	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,600		1,684	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	35,694		37,818	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)／(ニ))	11.46%		11.04%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」にもとづき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

○自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うとともに自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

(単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額	34,094	1,364	36,133	1,445
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体・我が国の政府関係機関向け	44	1	46	1
金融機関向け	7,098	284	7,489	300
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,095	284	7,389	296
カバードボンド向け	—	—	—	—
法人向け	8,168	327	10,399	416
中小企業等・個人向け	5,376	215	5,815	233
トランザクター向け	152	—	146	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
不動産関連向け	9,056	362	7,514	301
自己居住用不動産等向け	2,149	86	2,197	88
賃貸用不動産向け	4,556	182	3,729	149
事業用不動産関連向け	2,176	87	1,383	55
その他不動産関連向け	174	7	203	8
ADC向け	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本制証券等	300	12	501	20
三月以上延滞等	—	—	—	—
延滞等向け	524	21	318	12
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	60	2	49	1
取立未済手形	3	0	1	0
信用保証協会等	330	13	360	14
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	223	9	635	25
上記以外	2,600	104	2,508	100
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	372	15	372	15
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	998	40	1,200	48
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	1,230	49	936	37
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー(レックスルー方式)	356	14	335	13
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,600	64	1,684	67
BI	1,600	—	1,684	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	35,694	1,428	37,818	1,513

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人向け」「(国際決済銀行等向け)を除く」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(2023年度計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(2024年度計数)
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

2. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

リスク管理の方針及び手続の概要

(1) 信用リスクとは、貸出を行なっている先の業況悪化や倒産等から貸出利息や元本の返済が契約通りに行なわれなくなるリスクの事で、経営に最も影響を与えるリスクの一つです。

当金庫では、与信判断の基本的な考え方を示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。信用リスクの評価は、当金庫の与信の基本的な方針である「小口多数取引」の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、金額段階別、さらには大口与信先の管理などさまざまな角度からの分析に注力しております。また、信用リスクを計測するため、ALMシステムを導入し、リスク計量をベースとした統合リスク管理態勢構築の準備を進めております。

以上、信用リスク管理の状況については、定期的あるいは必要に応じて常務理事会に報告する態勢を整備しております。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エク スポージャー※2	
				貸出金、コミットメン ト及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引※3		債 券		デリバティブ 取引※1			
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製 造 業		2,566	2,743	2,366	2,654	200	89	—	—	35	13
農 業 ・ 林 業		396	448	396	448	—	—	—	—	25	25
漁 業		27	31	27	31	—	—	—	—	—	—
鉱 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		6,485	6,691	6,485	6,691	—	—	—	—	180	14
電気・ガス・熱供給・水道業		371	342	171	152	200	189	—	—	—	—
情 報 通 信 業		213	167	213	167	—	—	—	—	—	—
運 輸 業		342	317	342	317	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		3,967	4,073	3,967	4,073	—	—	—	—	62	65
金 融 ・ 保 険 業		35,674	37,969	33,874	35,953	1,800	2,016	—	—	—	—
不 動 産 業		8,223	9,165	8,223	9,265	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業		403	364	403	364	—	—	—	—	—	—
学術研究・技術サービス		739	773	739	773	—	—	—	—	19	16
宿 泊 業		294	301	294	301	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		1,851	1,893	1,851	1,893	—	—	—	—	77	128
生活関連サービス業		1,220	1,158	1,220	1,158	—	—	—	—	282	278
教育、学 習 支 援 業		148	143	148	143	—	—	—	—	—	—
医 療 福 祉		1,385	1,498	1,385	1,498	—	—	—	—	18	15
そ の 他 サ ー ビ ス		1,126	1,109	1,126	1,109	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		2,585	2,950	2,585	2,554	448	396	—	—	—	—
個 人		7,963	8,151	7,963	8,151	—	—	—	—	74	83
そ の 他		2,354	1,342	2,354	1,342	200	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		76,141	81,640	76,141	78,948	2,848	2,691	—	—	777	641
1 年 以 下		15,540	25,520	15,540	25,215	515	305	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		14,162	8,475	14,162	7,864	621	611	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		5,788	6,450	5,788	5,483	510	967	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		7,518	6,881	7,518	6,073	799	807	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下		7,702	6,811	7,702	6,811	200	—	—	—		
1 0 年 超		16,893	19,357	16,893	19,357	—	—	—	—		
期間の定めのないもの		8,535	8,142	8,535	8,142	200	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		76,141	81,640	76,141	78,948	2,848	2,691	—	—		

(注) 1. 当金庫は、デリバティブ取引は該当ありません。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、「業種区分」に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託等が含まれます。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 信用コストである貸倒引当金は、当金庫の「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとにそれぞれ算定しております。尚、自己査定の結果については、監査法人による監査を受け、適正な資産計上を行っております。

一般貸倒引当金の計上基準に関しては、「正常先」「その他要注意先」「要管理先」の与信額について各々の債務者区分ごとの貸倒実績率に必要な修正を加えて算定しております。又、実績率については、コロナ融資先をグループ化して、リスクの高いグループには過去(リーマンショック以降)の高い実績率を採用し、そうでないグループには通常通りに算出した実績率を採用しています。尚、予想損失率の算定については、原則、貸倒実績率＝予想損失率としております。

個別貸倒引当金に関しては、「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」各々の債務者区分ごとの与信額について、担保・保証及び回収可能見込額等を除いた未保全額に対して発生したⅢ分類及びⅣ分類額の全額について個別貸倒引当金勘定への繰入を行っております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	60	40	—	60	40
	2025年度	40	66	—	40	66
個別貸倒引当金	2024年度	306	223	120	185	223
	2025年度	223	305	42	181	305
合 計	2024年度	366	264	120	245	264
	2025年度	264	372	42	222	372

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金											
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製 造 業	7	8	8	—	—	8	7	—	8	—	—	—
農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林 業	17	17	17	17	—	—	17	17	17	17	—	—
漁 業	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	15	13	13	7	—	5	—	7	13	7	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	123	5	5	34	120	—	2	4	5	34	—	—
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各 種 サ ー ビ ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス	16	15	15	16	—	—	15	15	15	16	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	0	26	26	91	—	26	18	—	26	91	—	—
生活関連サービス、娯楽業	203	107	107	106	—	—	106	107	107	106	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 サ ー ビ ス	1	0	0	—	—	—	1	—	0	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	16	27	27	27	—	0	15	27	27	27	—	—
合 計	399	223	223	305	120	42	185	181	223	305	—	—

(注) ①当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

②業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳※¹

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024 年度					
現金	1,027	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	5,049	—	2,523	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	399	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	34,793	—	34,793	—	7,098	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	34,804	—	34,804	—	7,098	20%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	9,654	937	9,131	810	8,168	83%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,107	8,161	9,612	729	5,376	52%
トランザクター向け	—	6,469	—	414	152	37%
不動産関連向け	11,177	946	11,096	946	9,056	75%
自己居住用不動産等向け	3,680	318	3,654	318	2,149	54%
賃貸用不動産向け	5,236	604	5,204	604	4,556	78%
事業用不動産関連向け	1,963	23	1,946	23	2,176	110%
その他不動産関連向け	297	—	290	—	174	60%
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	200	—	200	—	300	150%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	431	4	415	0	524	126%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	55	5	55	5	60	100%
取立未済手形	17	—	17	—	3	20%
信用保証協会等による保証付	6,019	26	6,019	2	330	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	223	6	223	6	298	
合計					31,213	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳※¹

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2025 年度					
現金	973	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	66	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,487	—	2,484	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	433	—	433	—	46	11%
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	36,953	—	36,953	—	7,489	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	36,853	—	36,853	—	7,389	20%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	12,464	723	11,878	571	10,399	84%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,765	7,968	10,399	641	5,815	53%
トランザクター向け	—	6,341	—	399	146	37%
不動産関連向け	9,815	883	9,742	883	7,514	71%
自己居住用不動産等向け	3,700	295	3,675	295	2,197	55%
賃貸用不動産向け	4,450	526	4,425	526	3,729	75%
事業用不動産関連向け	1,354	22	1,342	22	1,383	101%
その他不動産関連向け	309	39	298	39	203	60%
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	200	—	200	—	501	250%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	290	1	290	0	318	109%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	45	4	45	4	49	100%
取立未済手形	9	—	9	—	1	20%
信用保証協会等による保証付	5,718	23	5,718	2	360	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,221	—	1,221	—	1,971	
合計					34,417	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2024 年度															
現金	1,027	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,526	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	399	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	34,804	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	34,804	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	201	—	—	—	—	—	—	—	—	200	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	290	—	—	291	—	—	0
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	290	—	—	291	—	—	0
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2,717	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	5,241	—	—	219	—	—	—	—	—	290	—	—	297	—	—	0

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024 年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	99	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—	0	—	—	10,626
自己居住用不動産等向け	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—	0	—	—	3,971
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,952
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	0	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	418	—	—	—	516	—	286	—	—	—
合計	2,599	—	—	12,075	—	—	—	—	—	0	—	—	0	—	—	42,300

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2025 年度															
現金	973	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	66	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,487	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	399	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	37,054	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	37,054	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	172	—	—	—	—	—	0	—	—	201	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	4,486	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	469	—	—	—	—	—	239	—	—	289	—	—	0
自己居住用不動産等向け	—	—	—	469	—	—	—	—	—	239	—	—	289	—	—	0
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2,120	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	4,604	—	—	5,030	—	—	—	—	—	239	—	—	312	—	—	0

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2025 年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	99	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—	0	—	—	10,626
自己居住用不動産等向け	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—	0	—	—	3,971
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,952
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	0	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	418	—	—	—	516	—	286	—	—	—
合計	2,599	—	—	12,075	—	—	—	—	—	0	—	—	0	—	—	42,300

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相 当額の合計額 (CCF・ 信用リスク削減効果 適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	53,487	7,331	20%	54,395
40%～70%	4,992	5,401	15%	5,554
75%	5,768	1,252	32%	5,643
80%	—	—	0%	—
85%	9,127	930	87%	9,414
90%～100%	2,562	125	24%	2,568
105%～130%	4,555	310	100%	4,845
150%	656	3	58%	640
250%	—	—	0%	—
400%	—	—	0%	—
1250%	—	—	0%	—
そ の 他	—	—	0%	—
合 計	81,149	15,354	28%	83,062

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相 当額の合計額 (CCF・ 信用リスク削減効果 適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	53,550	9,144	19%	54,622
40%～70%	4,946	5,463	17%	5,608
75%	6,360	1,166	25%	6,181
80%	—	—	0%	—
85%	12,091	712	81%	12,075
90%～100%	1,047	101	14%	1,035
105%～130%	3,815	235	100%	4,035
150%	92	0	10%	92
250%	—	—	0%	—
400%	—	—	0%	—
1250%	—	—	0%	—
そ の 他	487	—	0%	487
合 計	82,394	16,825	25%	84,139

(注)「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法に關する管理方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様に十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

・信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	541	539	4,903	4,914	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人向け	54	61	125	70	—	—
④中小企業等・個人向け	484	477	4,422	4,487	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	352	352	—	—
⑥不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	2	—	4	5	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

・当金庫は該当する取引を行っておりません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

・当金庫は証券化取引を行っておりません。

6. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「各種リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行いリスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部営業店が一体となり、厳正な「事務取扱い要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や事務改善委員会の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めています。システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理体制の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理体制の整備に努めております。

オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しておりますが、さらなる高度化を目指しリスクデータの蓄積をしております。現状一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、各々担当部署がその改善・管理状況を審議し検討を行うとともに主管部署による管理状況を常務理事会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、保有しております上場株式、株式関連投資信託に係るリスク認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて常務理事会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。株式関連商品への投資は、毎年定めている余裕資金運用計画に基づきポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、厳格な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫では協会発行「資金運用の経理処理」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式	871	871	831	831
非 上 場 株 式 等	483	—	484	—
合 計	1,355	871	1,315	831

(注) 1) 投資信託の裏付け資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当するものは、一括して上場株式等を含めております。

2) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

3) 非上場株式等には、信金中央金庫に対する出資金262百万円を含んでおります。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	—	—

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

・子会社株式及び関連会社株式は保有しておりません

8. 金利リスクに関する事項

○定性的開示事項(銀行勘定の金利リスク(IRRBB)に係る開示事項)※

銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響を示しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(ΔEVEによる上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などの計測を行い、常務理事会等で協議・検討を行うなど、当金庫が抱える金利リスクに応じた適切な管理体制を構築しております。

金利リスク計測の頻度は、四半期月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBで計測しております。

(※銀行勘定の金利リスク(IRRBB:Interest Risk in the Banking Book)とは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除く全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)

(2)金利リスクの算定方法の概要

開示公示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE(※)並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(※IRRBBのうち、金利ショックに対する経済価値の減少額として計測されるものであって、開示公示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。)

(a)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c)流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d)固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(e)複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、ΔEVEが正となる通貨のみを単純合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

(f)スプレッドに関する前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドは含めていません。

(g)内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用していません。

(h)前事業年度末の開示からの変動に関する説明

開示初年度であるため記載していません。

(i)計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し、当金庫の資産・負債の構成からみて、妥当な範囲に収まっていると考えております。

(単位:百万円)

IRRBB：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	895	1,060	0	37
2	下方パラレルシフト	0	0	12	0
3	スティープ化	415	487		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	895	1,060	12	37
8	自己資本額	当期末		前期末	
		4,178		4,091	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。

○銀行勘定における金利リスクは、金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利に影響をうけるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が金利ショック(金利の変化(衝撃))により発生するリスク量をみるものです。

ΔEVE(2025年度)

$$\frac{\text{銀行勘定の金利リスク量(895百万円)}}{\text{自己資本の額(4,178百万円)}} \times 100 = 21.42\%$$

※ 自己資本の額＝「コア資本に係る基礎項目の額」－「コア資本に係る調整項目の額」

店舗・CD・ATMコーナー所在地



店 舗 所 在	
1 本店	☎33-5221 延岡市南町1丁目4-3
2 駅前支店	☎33-3115 延岡市幸町3丁目101番地
3 南延岡支店	☎33-5522 延岡市構口町2丁目805-3
4 安賀多支店	☎33-2196 延岡市三ツ瀬町1丁目4-13
5 一ヶ岡支店	☎37-4141 延岡市北一ヶ岡4丁目3-12
6 西階支店	☎33-0133 延岡市野地町6丁目5317-1
7 北支店	☎33-1811 延岡市柚の木田町1303-1
8 出北支店	☎28-2111 延岡市出北1丁目26-23

店 外 A T M 所 在

- 1 イオン延岡
- 2 マックスバリュ岡富店
- 3 ダイレックス延岡店
- 4 サンフレッシュむしか 本店
- 5 イオン多々良店

みんなのために、ひとりのために



@NOBEOKA_SHINKIN

<https://www.nobeshin.jp/>

ホームページを開設しておりますのでご利用ください。